官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務一一）　二
○特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　五
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　六
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・農林水産省・経済産業省関係省令の整理に関する省令（財務・農林水産・経済産業一）　八
○使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令を廃止する省令（厚生労働・経済産業・環境二）　九
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令（経済産業六）　一〇

〔法規的告示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働八九）　一二
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（同九〇）　一三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同九一）　一三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同九二）　一五
○労働安全衛生法第五十三条の三において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める性能検査の方法（同九三）　一三
○厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件（同九四）　一三

〔その他告示〕

○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁一〇）　一六

〔公　告〕

諸事項

官庁
　押収物還付関係　一八
裁判所
　破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
　独立行政法人製品評価技術基盤機構
　産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　一〇一
地方公共団体
　教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇六
会社その他
会社決算公告

省令

○法務省令第十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十五条の七十二第二項並びに第五十五条の七十三第三項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第三項の規定及び出入国管理及び難民認定法第六十一条の八の二第七項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十七日

法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資格外活動の許可）	（資格外活動の許可）
第十九条　［略］	**第十九条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。	3　第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。
一　次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の四第二項第一号イ及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）	一　次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の三第二項第一号イ及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）
［イ～ホ　略］	［イ～ホ　同上］
［二～六　略］	［二～六　同上］
［4～6　略］	［4～6　同上］

（公示送達の方法）

第五十九条の三　法第六十一条の八の二第七項に規定する法務省令で定める方法は、出入国在留管理庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（出入国在留管理庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　出入国在留管理庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2　前項の規定は、法第五十五条の七十二第二項において読み替えて準用する行政不服審査法第五十一条第三項に規定する法務省令で定める方法について準用する。この場合において、前項中「公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）」とあるのは、「法第五十五条の七十二第二項において読み替えて準用する行政不服審査法第五十一条第三項に規定する旨（第一号において「公示事項」という。）」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第五十五条の七十三第三項において読み替えて準用する行政不服審査法第五十一条第三項に規定する法務省令で定める方法について準用する。この場合において、第一項中「公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）」とあるのは、「法第五十五条の七十三第三項において読み替えて準用する行政不服審査法第五十一条第三項に規定する旨（第一号において「公示事項」という。）」と読み替えるものとする。

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の四　［略］

（出国制限対象者）

第五十九条の五　［略］

別表第七（第五十九条の四関係）

一・二　［略］

［条を加える。］

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の三　［同上］

（出国制限対象者）

第五十九条の四　［同上］

別表第七（第五十九条の三関係）

一・二　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第五十一号の二様式を次のように改める。

別記第五十一号の二様式（第三十六条の二、第四十八条、第四十九条、第五十九条の五関係）

番　　号
年 月 日

日本国政府法務省

呼　出　状

出入国管理及び難民認定法第　　条第　　項の規定により、

年　　月　　日　　時　　分　　に

あなたの出頭を求めます。出頭の際は本状を持参してください。

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　　居　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国在留管理庁　　入国者収容所

出入国在留管理局　　支局　主任審査官

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第八十三号の三様式を次のように改める。

別記第八十三号の三様式（第五十九条の五関係）

番　　号
年 月 日

日本国政府法務省

出国制限対象者条件指定書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写真

出入国管理及び難民認定法第63条の２第１項の規定に基づき、下記のとおり条件を指定します。

記

1　住　　居　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　行動範囲　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

4　その他

＿＿＿＿＿＿＿＿※

（注意）

ア　住居を変更するときや行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ　逃亡したとき、正当な理由がなくて呼出しに応じないとき、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ったときは、処罰されることがあります。

ウ　本指定書は常に携帯し、権限ある官憲に要求されたときは、これを提示しなければなりません。
　また、出頭の際は、本指定書を持参してください。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（注）※には、条件を指定する者の職名を記入するものとする。

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

○財務省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、環境省令第一号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十七日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表示事項） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第五十一条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、特定容器包装（容器包装（商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。）のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定める調味料をいう。）又は酒類を充塡するためのポリエチレンテレフタレート製容器及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号。以下「特定容器包装省令」という。）第二条に規定するものを除く。以下同じ。）について、当該特定容器包装の材質に関する事項とする。 （遵守事項） **第二条**　法第五十一条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、別表第一の上欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。	（表示事項） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、特定容器包装（容器包装（商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。）のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定める調味料をいう。）又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製容器及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号。以下「特定容器包装省令」という。）第二条に規定するものを除く。以下同じ。）について、当該特定容器包装の材質に関する事項とする。 （遵守事項） **第二条**　法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、別表第一の上欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、令第一号
国土交通省、環境省

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年三月十七日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令

（資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第一条　資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第六十三条第一項から第七項までの規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三十七条第一項から第五項までの規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。
別記様式	**別記様式**
（表面）	（表面）
資源の有効な利用の促進に関する法律第六十三条第八項の立入検査をする職員の身分証明書	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第六項の立入検査をする職員の身分証明書
（略）	（略）
（裏面）	（裏面）
資源の有効な利用の促進に関する法律抜粋	資源の有効な利用の促進に関する法律抜すい
第六十三条　主務大臣は、第十三条及び第十七条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定省資源事業者若しくは特定再利用事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定省資源事業者若しくは特定再利用事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	第三十七条　主務大臣は、第十三条及び第十七条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定省資源事業者又は特定再利用事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定省資源事業者又は特定再利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2　主務大臣は、第二十条、第二十五条、第二十八条及び第五十二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定省資源化事業者、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者、指定再利用促進事業者若しくは指定表示事業者に対し、指定省資源化製品、指定脱炭素化再生資源利用促進製品、指定再利用促進製品若しくは指定表示製品に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定省資源化事業者、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者、指定再利用促進事業者若しくは指定表示事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、指定省資源化製品、指定脱炭素化再生資源利用促進製品、指定再利用促進製品若しくは指定表示製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	2　主務大臣は、第二十条、第二十三条及び第二十五条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者に対し、指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3　主務大臣は、第三十一条の規定の施行に必要な限度において、認定製品製造事業者等に対し、認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の設計の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定製品製造事業者等の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、認定資源有効利用・脱炭素化促進製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	（新設）

4　主務大臣は、第四十二条から第四十四条までの規定の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、設計調査の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定調査機関の事務所、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	（新設）
5　主務大臣は、第五十五条の規定の施行に必要な限度において、認定自主回収・再資源化事業者に対し、その認定に係る使用済指定再資源化製品の自主回収若しくは再資源化の実施の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定自主回収・再資源化事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	3　主務大臣は、第二十八条及び第二十九条の規定の施行に必要な限度において、認定指定再資源化事業者に対し、その認定に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
6　主務大臣は、第五十九条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定再資源化事業者に対し、使用済指定再資源化製品の自主回収若しくは再資源化の実施の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	4　主務大臣は、第三十三条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定再資源化事業者に対し、使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
7　主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定副産物事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定副産物事業者の事務所、事業場若しくは倉庫に立ち入り、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	5　主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定副産物事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定副産物事業者の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
8　（略）	6　（略）
9　第一項から第七項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	7　第一項から第五項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第七十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。	第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一・二　（略）	一　（略）
三　第六十三条第一項から第三項まで又は第五項から第七項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。	二　第三十七条第一項から第五項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
（略）	（略）

（資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第二条　資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和六年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
資源の有効な利用の促進に関する法律第六十三条第一項から第七項までの規定による立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の規定にかかわらず、別記様式によることができる。	資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第一項から第五項までの規定による立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省農林水産省経済産業省令第一号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・農林水産省・経済産業省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年三月十七日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・農林水産省・経済産業省関係省令の整理に関する省令

（鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第一条　鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成三年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充塡されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令 （表示事項） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第五十一条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が七リットル未満のものに限る。以下単に「缶」という。）であって、飲料（酒類を含む。以下同じ。）が充塡されたものについて、当該缶の材質に関する事項とする。 （遵守事項） **第二条**　法第五十一条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、缶を製造する事業者及び缶に飲料を充塡する事業者並びに飲料が充塡された缶であって、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一～三　（略） **別表**（第二条関係） 指定表示製品の区分　様式 鋼製の缶（胴が鋼製のものをいう。）であって、飲料が充塡されたもの　様式一 アルミニウム製の缶（胴がアルミニウム製のものをいう。）であって、飲料が充塡されたもの　様式二	鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令 （表示事項） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、鋼製又はアルミニウム製の缶（内容積が七リットル未満のものに限る。以下単に「缶」という。）であって、飲料（酒類を含む。以下同じ。）が充てんされたものについて、当該缶の材質に関する事項とする。 （遵守事項） **第二条**　法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、缶を製造する事業者及び缶に飲料を充てんする事業者並びに飲料が充てんされた缶であって、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一～三　（略） **別表**（第二条関係） 指定表示製品の区分　様式 鋼製の缶（胴が鋼製のものをいう。）であって、飲料が充てんされたもの　様式一 アルミニウム製の缶（胴がアルミニウム製のものをいう。）であって、飲料が充てんされたもの　様式二

（ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第二条　ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令	ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令
（表示事項） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第五十一条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下単に「容器」という。）であって、飲料（酒類を含む。以下同じ。）又は特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定める調味料をいう。以下同じ。）が充填されたものについて、当該容器の材質に関する事項とする。 （遵守事項） **第二条**　法第五十一条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充填する事業者並びに飲料又は特定調味料が充填された容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一～四　（略） **別表**（第二条関係）	（表示事項） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下単に「容器」という。）であって、飲料（酒類を含む。以下同じ。）又は特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定める調味料をいう。以下同じ。）が充てんされたものについて、当該容器の材質に関する事項とする。 （遵守事項） **第二条**　法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充てんする事業者並びに飲料又は特定調味料が充てんされた容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一～四　（略） **別表**（第二条関係）

指定表示製品の区分	様式
内容積が百五十ミリリットル以上の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたもの	第二条第一号に規定する刻印については、様式一 第二条第二号に規定する印刷又はラベルをはることによる表示については、様式二 第二条第二号ただし書に規定する刻印、印刷又はラベルをはることによる表示については、様式三

指定表示製品の区分	様式
内容積が百五十ミリリットル以上の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	第二条第一号に規定する刻印については、様式一 第二条第二号に規定する印刷又はラベルをはることによる表示については、様式二 第二条第二号ただし書に規定する刻印、印刷又はラベルをはることによる表示については、様式三

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令を廃止する省令

使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令（平成十三年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）は、廃止する。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第六号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年三月十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令

（密閉形蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第一条　密閉形蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年通商産業省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表示事項） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第五十一条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が二百三十四キロクーロン以下のものに限る。以下同じ。）、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について、当該密閉形蓄電池の極板の材質に関する事項とする。 （遵守事項） **第二条**　法第五十一条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、密閉形蓄電池を製造する事業者及び自ら輸入した密閉形蓄電池（プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限る。）を販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一～四　（略）	（表示事項） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が二百三十四キロクーロン以下のものに限る。以下同じ。）、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について、当該密閉形蓄電池の極板の材質に関する事項とする。 （遵守事項） **第二条**　法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、密閉形蓄電池を製造する事業者及び自ら輸入した密閉形蓄電池（プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限る。）を販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一～四　（略）

（塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第二条　塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表示事項） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第五十一条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、塩化ビニル製建設資材（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第五の一の項の上欄に規定する塩化ビニル製建設資材をいう。以下同じ。）について、当該塩化ビニル製建設資材の材質に関する事項とする。 （遵守事項） **第二条**　法第五十一条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、塩化ビニル製建設資材を製造する事業者及び自ら輸入した塩化ビニル製建設資材を販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一～三　（略）	（表示事項） **第一条**　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、塩化ビニル製建設資材（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第五の一の項の上欄に規定する塩化ビニル製建設資材をいう。以下同じ。）について、当該塩化ビニル製建設資材の材質に関する事項とする。 （遵守事項） **第二条**　法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、塩化ビニル製建設資材を製造する事業者及び自ら輸入した塩化ビニル製建設資材を販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一～三　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第八十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。ただし、同告示別表第一部の改正規定については、同年六月一日から適用する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

注１～３　（略）

第１部　内用薬

品名	規格単位	薬価（円）
（あ）～（て）　（略）		
（と）		
（略）		
トルカプ錠160mg	160mg１錠	9,930.50
トルカプ錠200mg	200mg１錠	12,053.90
（略）		
（な）～（わ）　（略）		

第２部～第４部　（略）

第５部　追補(1)

内用薬

品名	規格単位	薬価（円）
（あ）		
イセルティ錠100mg	100mg１錠	429.10
エクテリー錠300mg	300mg１錠	344,822.10
オプスミット小児用分散錠１mg	１mg１錠	1,496.90
オプスミット小児用分散錠2.5mg	2.5mg１錠	3,712.20
（さ）		
ザズベイカプセル30mg	30mg１カプセル	646.80
セピエンス顆粒分包250mg	250mg１包	16,989.40
セピエンス顆粒分包1000mg	1,000mg１包	67,957.10
（は）		
プリミーフォート経腸用液　ＣＦ	10mL１瓶	14,079.50
プリミーフォート経腸用液　６	15mL１瓶	29,171.30
プリミーフォート経腸用液　６	30mL１瓶	58,199.30
プリミーフォート経腸用液　８	40mL１瓶	77,580.50
ボラニゴ錠10mg	10mg１錠	31,791.80

改正前

別表

注１～３　（略）

第１部　内用薬

品名	規格単位	薬価（円）
（あ）～（て）　（略）		
（と）		
（略）		
トルカプ錠160mg	160mg１錠	11,116.20
トルカプ錠200mg	200mg１錠	13,493.20
（略）		
（な）～（わ）　（略）		

第２部～第４部　（略）

（新設）

注射薬			
品名	規格	単位	薬価 円
（あ）			
エルゾンリス点滴静注1000μg	1,000μg	1mL1瓶	3,607,878
（さ）			
ジニイズ点滴静注500mg	500mg20mL	1瓶	611,671
（は）			
ブーレンレップ点滴静注用100mg	100mg	1瓶	1,284,052
（ま）			
ミンジュビ点滴静注用200mg	200mg	1瓶	125,201
（ら）			
リブロファズ配合皮下注	10mL	1瓶	480,046
ルンスミオ皮下注５mg	５mg0.5mL	1瓶	266,843
ルンスミオ皮下注45mg	45mg1mL	1瓶	2,327,787

外用薬			
品名	規格	単位	薬価 円
（あ）			
アバレプア懸濁性点眼液0.3%	0.3%５mL	1瓶	577.50

○厚生労働省告示第九十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注１～３　（略） 第１部～第14部　（略） 第15部　追補 ⑾	**別表** 注１～３　（略） 第１部～第14部　（略） （新設）

内用薬			
品名	規格	単位	薬価 円
（あ）			
イセルティ錠100mg	100mg	1錠	429.10
エクテリー錠300mg	300mg	1錠	344,822.10
オプスミット小児用分散錠１mg	１mg	1錠	1,496.90
オプスミット小児用分散錠2.5mg	2.5mg	1錠	3,712.20
（さ）			
ザズベイカプセル30mg	30mg	1カプセル	646.80
セピエンス顆粒分包250mg	250mg	1包	16,989.40
セピエンス顆粒分包1000mg	1,000mg	1包	67,957.10

（は）			
プリムーフォート経腸用液　CF		10mL1瓶	14,079.50
プリムーフォート経腸用液　6		15mL1瓶	29,171.30
プリムーフォート経腸用液　6		30mL1瓶	58,199.30
プリムーフォート経腸用液　8		40mL1瓶	77,580.50
ボラニゴ錠10mg		10mg1錠	31,791.80
注射薬			
品名	規格	単位	薬価
			円
（あ）			
エルゾンリス点滴静注1000μg		1,000μg1mL1瓶	3,607,878
（さ）			
ジニイズ点滴静注500mg		500mg20mL1瓶	611,671
（は）			
ブーレンレップ点滴静注用100mg		100mg1瓶	1,284,052
（ま）			
ムンジュビ点滴静注用200mg		200mg1瓶	125,201
（ら）			
リブロファズ配合皮下注		10mL1瓶	480,046
ルンスミオ皮下注5mg		5mg0.5mL1瓶	266,843
ルンスミオ皮下注45mg		45mg1mL1瓶	2,327,787
外用薬			
品名	規格	単位	薬価
			円
（あ）			
アバレプト懸濁性点眼液0.3%		0.3%5mL1瓶	577.50

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第二条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬
（略）	（略）
パロペグテリパラチド製剤	パロペグテリパラチド製剤
アバダムタゼ　アルファ・シナキサダムタゼ　アルファ製剤	（新設）

附　則

この告示は、令和八年三月十八日から適用する。

○厚生労働省告示第九十一号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ヘ及びト、第二十一条第三号ヘ並びに第二十一条第三号ヘ並びに第二十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次の表のように改正し、令和七年三月十八日から適用する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

第十　厚生労働大臣が定める注射薬等

一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

　インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H$_2$遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ

改正前

第十　厚生労働大臣が定める注射薬等

一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

　インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H$_2$遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ

ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤

二　投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ　（略）

ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスディドライシロップ六〇㎎、シアリス錠五㎎、シアリス錠一〇㎎、シアリス錠二〇㎎、バイアグラ錠二五㎎、バイアグラ錠五〇㎎、バイアグラＯＤフィルム二五㎎、バイアグラＯＤフィルム五〇㎎、ガニレスト皮下注〇・二五㎎シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五㎎、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇㎎、ルティナス膣錠一〇〇㎎、ルテウム膣用坐剤四〇〇㎎、ワンクリノン膣用ゲル九〇㎎、ボカブリア錠三〇㎎、コセルゴカプセル一〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇㎎、ゾキンヴィカプセル七五㎎、アリッサ配合錠及びユバンシ配合錠及びリブマーリ内用液一〇㎎／㎖、ビルベイ顆粒二〇〇㎍、ビルベイ顆粒六〇〇㎍（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、ボラニゴ錠一〇㎎（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）

(二)・(三)　（略）

ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤

二　投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一)　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ　（略）

ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスディドライシロップ六〇㎎、シアリス錠五㎎、シアリス錠一〇㎎、シアリス錠二〇㎎、バイアグラ錠二五㎎、バイアグラ錠五〇㎎、バイアグラＯＤフィルム二五㎎、バイアグラＯＤフィルム五〇㎎、ガニレスト皮下注〇・二五㎎シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五㎎、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇㎎、ルティナス膣錠一〇〇㎎、ルテウム膣用坐剤四〇〇㎎、ワンクリノン膣用ゲル九〇㎎、ボカブリア錠三〇㎎、コセルゴカプセル一〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇㎎、ゾキンヴィカプセル七五㎎、アリッサ配合錠及びユバンシ配合錠及びリブマーリ内用液一〇㎎／㎖、ビルベイ顆粒二〇〇㎍、ビルベイ顆粒六〇〇㎍（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）

(二)・(三)　（略）

○厚生労働省告示第九十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

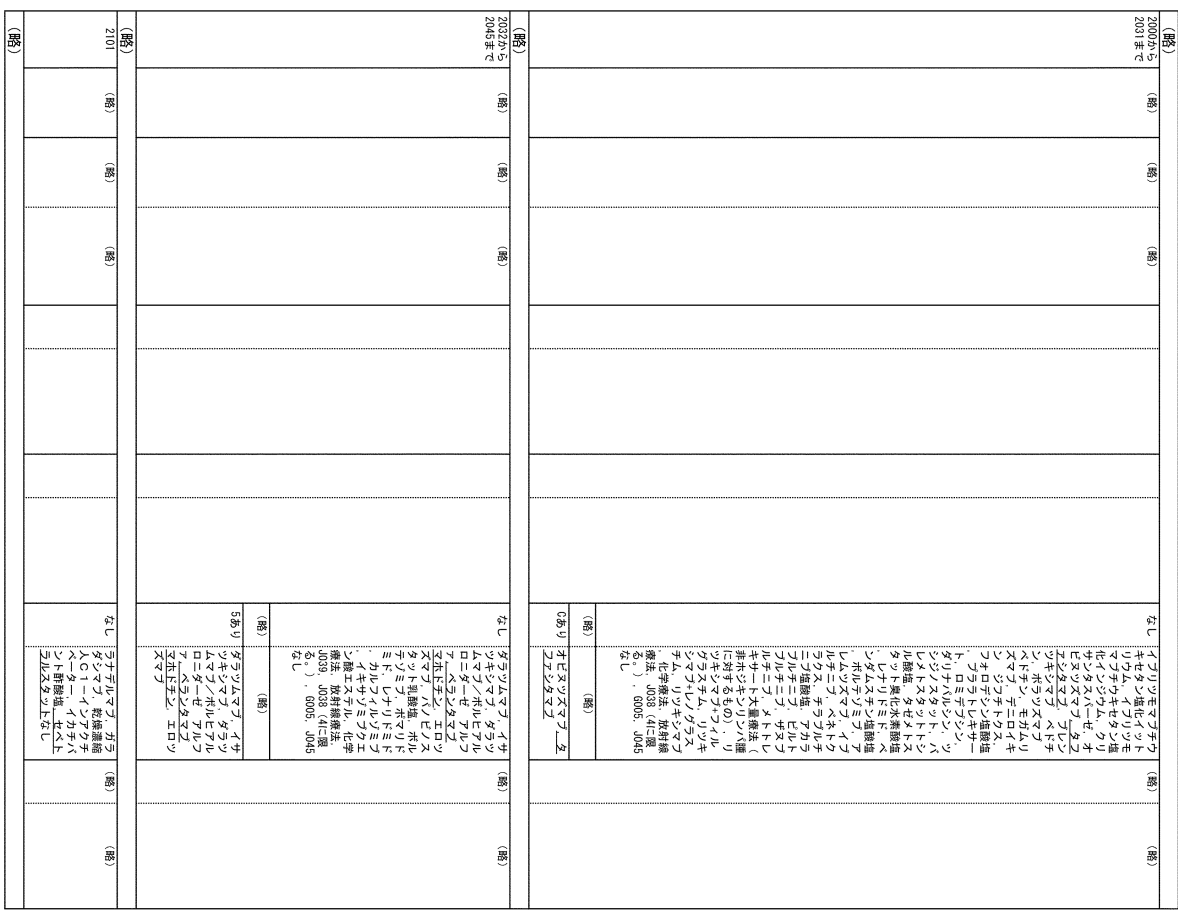
（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略） 482から521まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）



（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		
5	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年２月９日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	589、602から605まで、607、609及び670
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	590及び591

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
5	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年２月９日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	589、602から605まで、607、609及び670

（略）		
49	エンコラフェニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年５月17日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1575から1578まで
	エンコラフェニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	983、991、1017及び1028
（略）		
71	レポトレクチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	503
	レポトレクチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、503、524、525、529、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042、1044、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1341、1342、1497、1502、1503、1548、1550、1558、1559、1575、1584、1586、1621、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、

（略）		
49	エンコラフェニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年５月17日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1575から1578まで
（略）		
71	レポトレクチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	503

		1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1863、1864、1870、1872、1873、1877、1878、1881、2473及び2475
（略）		
84	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
85	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年２月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1335、1336、1341及び1342
	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	470から473まで及び475

（略）		
84	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
85	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年２月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1335、1336、1341及び1342
	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017

（略）		
92	ベネトクラクス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2024及び2025
	ベネトクラクス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2008及び2024から2027まで
（略）		
128	イネビリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	468、1261から1273まで、1284から1292まで、1465から1474まで、1790から1811まで及び1829から1832まで
129	ダラツムマブ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2045
130	アレムツズマブ（遺伝子組換え）（医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年10月29日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	2007、2024及び2025

（略）		
92	ベネトクラクス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2024及び2025
（略）		
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

131	人乳／グリセロリン酸カルシウム／グルコン酸カルシウム水和物／塩化カルシウム水和物／無水クエン酸ナトリウム／クエン酸カリウム／リン酸一水素マグネシウム／硫酸亜鉛水和物／塩化ナトリウム／硫酸銅及び人乳（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号	（新設）	（新設）	（新設）
132	セピアプテリン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1661から1664まで	（新設）	（新設）	（新設）
133	ボラシデニブ　クエン酸水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、1316、1319及び1321	（新設）	（新設）	（新設）
134	タグラキソフスプ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1983	（新設）	（新設）	（新設）
135	ベランタマブ　マホドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2037、2044及び2045	（新設）	（新設）	（新設）
136	タファシタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2031	（新設）	（新設）	（新設）
137	アミバンタマブ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	493から495まで、505及び515	（新設）	（新設）	（新設）

附　則

この告示は、令和八年三月十八日から適用する。

○厚生労働省告示第九十三号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第五十三条の三において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める性能検査の方法を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法第五十三条の三において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める性能検査の方法

一　この告示は、労働安全衛生法第四十一条第二項に定める登録性能検査機関が行う性能検査（以下単に「性能検査」という。）の方法について適用する。

二　この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

イ　ボイラー　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号に定めるボイラー

ロ　第一種圧力容器　令第十二条第一項第二号に定める第一種圧力容器

ハ　ボイラー等　ボイラー及び第一種圧力容器

ニ　開放検査周期認定ボイラー等　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー則」という。）第四十条第一項ただし書又は第七十五条第一項ただし書に基づき所轄労働基準監督署長が認めたボイラー等

ホ　開放検査　ボイラーにあっては当該ボイラー（燃焼室を含む。）及び煙道の、第一種圧力容器にあっては当該第一種圧力容器の冷却及び掃除をしないで行う検査

ヘ　非開放検査　開放検査周期認定ボイラー等のうち、ボイラーにあっては当該ボイラー（燃焼室を含む。）及び煙道の、第一種圧力容器にあっては当該第一種圧力容器の冷却及び掃除をしないで行う検査

三　性能検査のうち、ボイラー等に係る開放検査及び開放検査周期認定ボイラー等に係る非開放検査は、別表第一の一から第二の二までの左欄に掲げる検査項目について、同表の中欄に掲げる検査の方法による検査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

四　性能検査のうち、令第十二条第一項第三号から第六号まで及び第八号に掲げる特定機械等に係るものは、別表第三から第七までの左欄に掲げる検査項目について、同表の中欄に掲げる検査の方法による検査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

別表第一の一　ボイラーの開放検査の方法

検査項目	検査の方法	判定基準
1　本体の検査	1.1から1.4までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。割れ、腐食等の有無等の確認のため、必要があると認められるときは、水圧等による漏れ試験及び保温材等の被覆物を取り除いて確認する。	
1.1　本体の割れ及び漏れ	(1)　本体内外部等について、割れの有無及び割れの状態を目視、外観検査用機器等により確認する。 (2)　割れの存在が疑われる場合は、必要に応じて非破壊検査により確認する。	耐圧部分に割れがなく、ボイラー構造規格（平成15年厚生労働省告示第197号。以下この表及び次の表において「構造規格」という。）第1編第2章、第47条及び第91条の規定に適合していること。
1.2　本体の腐食及び摩耗	(1)　本体内外部等について、腐食、摩耗、ゲルーピング等の状態を目視、外観検査用機器等により確認する。 (2)　腐食等による著しい減肉が見られる場合は、超音波厚さ計等により厚さを確認する。	構造規格第1編第2章及び第91条の規定に適合していること。
1.3　本体のライナー、スネーブリスター及びはがれ	ボイラーの高温となる部分についてのライナー、スネーブリスター及びはがれの状態を目視等により確認する。	構造規格第1編第2章の規定に適合していること。
1.4　本体の過熱、膨出及び変形	火炎又は燃焼ガスに接触する胴底部の過熱等による膨出、炉筒又は火室の変形並びに水管又は煙管の膨出及びわん曲の有無を目視等により確認する。	胴底部の過熱等による著しい膨出、変形等、炉筒又は火室の変形並びに水管又は煙管の著しい膨出及びわん曲がなく、構造規格第1編第2章の規定に適合していること。
2　燃焼装置	燃焼装置について、燃焼室、炉壁及びバーナタイルの損傷の有無、バーナ又は点火装置の破損及び変形の有無、火格子又はストーカの損傷の有無並びに空気調節機構の破損、曲がり等の有無を目視等により確認する。	改修が必要な損傷等がないこと。
3　附属品及び附属装置	3.1から3.6までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。各検査において、附属品の分解整備が適切に行われているか確認するとともに、安全弁その他の附属品及び附属装置について、機能の異常につながる損傷、損耗及び劣化がないことを目視等により確認する。	
3.1　安全弁、逃がし弁及び逃がし管	安全弁等について、損耗、腐食その他の異常の有無及び調整の適否等を目視等により確認する。	構造規格第62条から第65条まで、第94条及び第95条並びにボイラー則第28条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項の規定に適合していること。
3.2　圧力計、水高計及び温度計	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないこと並びに取付方法の適否を目視により確認する。	構造規格第66条から第68条まで及び第96条並びにボイラー則第28条第1項第4号及び第5号の規定に適合していること。

3.3　水面計、水柱管等	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないことを目視により確認する。	構造規格第69条から第72条まで及び第97条並びにボイラー則第28条第１項第６号及び第７号の規定に適合していること。
3.4　蒸気止め弁、吹出し装置及び給水装置	機能の不良につながる損傷等及び構造の不良がないことを目視等により確認する。	構造規格第73条から第83条まで、第99条及び第100条並びにボイラー則第28条第１項第７号の規定に適合していること。
3.5　自動制御装置	水位検出器、火炎検出器、燃料遮断装置等の部品について、機能の異常につながる損傷、劣化等の状態を目視等により確認する。	構造規格第84条、第85条及び第98条の規定に適合していること。
3.6　過熱器及び節炭器	過熱器又は節炭器の管寄せ、管の損耗の状態を目視等により確認する。	構造規格第１編第２章の規定に適合していること。
4　その他	ボイラー室、ボイラーの据付基礎及び屋外設置の配管等が適切に設置されていることを目視等により確認する。	ボイラーの据付基礎に著しい損傷等がなく、ボイラー則第19条から第21条まで及び第28条第１項第８号の規定に適合していること。
備考	⑴　構造規格第86条（鋳鉄製ボイラーにあっては構造規格第101条において準用する構造規格第86条）の規定による適用の特例の認定を受けたボイラーについては、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。 ⑵　開放検査周期認定ボイラー等の検査においては、あわせて所轄労働基準監督署長の認定の要件とされている事項に適合していることを確認する。	

別表第１の２　ボイラーの非開放検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　本体の検査	1.1から1.3までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。割れ、腐食等の有無等の確認のため、必要があると認められるときは、保温材等の被覆物を取り除いて確認する。	
1.1　本体の割れ、腐食等	⑴　本体外面について、割れ、腐食、グルービング、ラミネーション、ブリスター及びはがれの有無を目視等により確認する。 ⑵　厚さ測定の記録を確認することにより本体の厚さを確認するとともに、最も腐食のおそれのある部分について超音波厚さ計により厚さを確認する。	耐圧部分に割れ、著しい腐食等がなく、構造規格第１編第２章、第47条及び第91条の規定に適合していること。
1.2　本体の漏れ	本体、マンホール及び掃除穴等の漏れの有無を目視により確認する。	本体、マンホール及び掃除穴等に著しい漏れがないこと。
1.3　本体の過熱、膨出及び変形	本体外部について、過熱、膨出及び変形の有無を目視等により確認する。	本体外部の著しい過熱、膨出及び変形がなく、構造規格第１編第２章の規定に適合していること。
2　燃焼装置	燃焼装置について、燃焼状態の異常の有無、燃焼室の炉壁、バーナタイル、バーナ等の損傷の有無並びにボイラー本体及び煙道のケーシング等のガス漏れ及び損傷の有無をのぞき窓からの目視等により確認する。	改修が必要な損傷等がないこと。
3　附属品	3.1から3.5までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。	
3.1　安全弁、逃がし弁及び逃がし管	安全弁等について、異常の有無及び調整の適否等を管理の記録により確認するとともに、安全弁等から漏れ及び外面の損傷がないことを目視等により確認する。	構造規格第62条から第65条まで、第94条及び第95条並びにボイラー則第28条第１項第１号から第３号まで及び同条第２項の規定に適合していること。
3.2　圧力計、水高計及び温度計	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないこと並びに取付方法の適否を目視により確認する。	構造規格第66条から第68条まで及び第96条並びにボイラー則第28条第１項第４号及び第５号の規定に適合していること。
3.3　水面計、水柱管等	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないことを目視により確認する。	構造規格第69条から第72条まで及び第97条並びにボイラー則第28条第１項第６号及び第７号の規定に適合していること。
3.4　蒸気止め弁、吹出し装置及び給水装置	蒸気止め弁から外部への漏れ、吹出し装置の外部の著しい損傷及び構造の不良がないことを目視により確認する。	構造規格第73条から第79条まで、第99条及び第100条並びにボイラー則第28条第１項第７号の規定に適合していること。
3.5　自動制御装置	⑴　各種検出器等の作動機能テストの記録により異常がないことを確認する。 ⑵　次のことを目視により確認する。 ①　水位検出器の取付部等からの漏れがないこと ②　燃料遮断装置等から外部への漏れ及びその外面の損傷がないこと	構造規格第84条、第85条及び第98条の規定に適合していること。
4　その他	⑴　ボイラー室、ボイラーの据付基礎及び屋外設置の配管等が適切に設置されていることを目視等により確認する。 ⑵　ボイラーが運転状態であるときは、異常振動、異常音等がないことを確認する。	ボイラーの据付基礎に著しい損傷等がなく、ボイラー則第19条から第21条まで及び第28条第１項第８号の規定に適合していること。

備考	⑴　非開放検査においては、受検者が実施した検査等の記録及び各種作動機能テストの記録等を活用して検査を行うことができる。 ⑵　非開放検査において、ボイラーに漏れ又は変形等の異常があり、本体等に割れ又は減肉等判定基準に適合しない損傷等の発生の可能性があると判断され、本体内部等の検査が必要と認められるときは、当該ボイラーの運転を停止し、別表第１の１に定める開放検査を行う。 ⑶　構造規格第86条（鋳鉄製ボイラーにあっては構造規格第101条において準用する構造規格第86条）の規定による適用の特例の認定を受けたボイラーについては、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。 ⑷　開放検査周期認定ボイラー等の検査においては、あわせて所轄労働基準監督署長の認定の要件とされている事項に適合していることを確認する。

別表第２の１　第一種圧力容器の開放検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　本体の検査	1.1から1.4までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。割れ、腐食等の有無等の確認のため、必要があると認められるときは、水圧等による漏れ試験及び保温材等の被覆物を取り除いて確認する。	
1.1　本体の割れ及び漏れ	⑴　本体内外部等について、割れの有無及び割れの存在が疑われる場合の漏れの状態を目視、外観検査用機器等により確認する。 ⑵　割れの存在が疑われる場合は、必要に応じて非破壊検査により確認する。	耐圧部分に割れがなく、圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号。以下この表及び次の表において「構造規格」という。）第１編第２章及び第44条の規定に適合していること。
1.2　本体の腐食及び摩耗	⑴　本体内外部等について、腐食、摩耗、グルービング等の状態を目視、外観検査用機器等により確認する。 ⑵　腐食等による著しい減肉が見られる場合は、超音波厚さ計等により厚さを確認する。	構造規格第１編第２章の規定に適合していること。
1.3　本体のラミネーション、ブリスター及びはがれ	第一種圧力容器の高温となる部分について、ラミネーション、ブリスター及びはがれの状態を目視等により確認する。	構造規格第１編第２章の規定に適合していること。
1.4　本体及びふた板の変形	本体及びふた板に変形がないことを目視等により確認する。	構造規格第１編第２章の規定に適合していること。
2　附属品	2.1から2.3までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。各検査において、附属品の分解整備が適切に行われているか確認するとともに、安全弁等の附属品について、機能の異常につながる損傷、損耗及び劣化がないことを目視等により確認する。	
2.1　安全弁その他の安全装置	安全弁等について、損耗、腐食その他の異常の有無及び調整の適否等を目視等により確認する。	構造規格第64条から第66条まで並びにボイラー則第65条第１項第１号及び同条第２項の規定に適合していること。
2.2　ふたの急速開閉装置	ふた板の締付け用クラッチ又は放射アームの損傷及び変形等ふたの急速開閉装置の機能の不良につながる部品等の損傷等の有無を目視により確認する。	ふた板の締付け用クラッチ又は放射アームの損傷及び変形等をはじめ部品等の損傷等がなく、構造規格第67条の規定に適合していること。
2.3　圧力計及び温度計	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないこと並びに取付方法の適否を目視により確認する。	構造規格第68条及び第69条並びにボイラー則第65条第１項第２号及び第３号の規定に適合していること。
3　その他	第一種圧力容器が適切に設置されていることを目視等により確認する。	ボイラー則第61条第２項の規定に適合していること。
備考	⑴　構造規格第70条の規定による適用の特例の認定を受けた第一種圧力容器については、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。 ⑵　開放検査周期認定ボイラー等の検査においては、あわせて所轄労働基準監督署長の認定の要件とされている事項に適合していることを確認する。	

別表第２の２　第一種圧力容器の非開放検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　本体の検査	1.1から1.3までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。割れ、腐食等の有無等の確認のため、必要があると認められるときは、保温材等の被覆物を取り除いて確認する。	
1.1　本体の割れ、腐食等	⑴　本体外面について、割れ、腐食、グルービング、ラミネーション、ブリスター及びはがれの有無を目視等により確認する。 ⑵　厚さ測定の記録を確認することにより本体の厚さを確認するとともに、最も腐食のおそれのある部分について超音波厚さ計により厚さを確認する。	耐圧部分に割れ、著しい腐食等がなく、構造規格第１編第２章及び第44条に適合していること。

1.2　本体の漏れ	本体、マンホール及び掃除穴等の漏れの有無を目視により確認する。	本体、マンホール及び掃除穴等に著しい漏れがないこと。
1.3　本体の変形等	本体外部について、過熱、膨出及び変形の有無を目視等により確認する。	本体外部の著しい過熱、膨出及び変形がなく、構造規格第１編第２章の規定に適合していること。
2　附属品	2.1及び2.2の検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。	
2.1　安全弁その他の安全装置	安全弁等について、異常の有無及び調整の適否等を管理の記録により確認するとともに、安全弁等からの漏れ及び外面の損傷がないことを目視等により確認する。	構造規格第64条から第66条まで並びにボイラー則第65条第１項第１号及び同条第２項の規定に適合していること。
2.2　圧力計及び温度計	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないこと並びに取付方法の適否を目視により確認する。	構造規格第68条及び第69条並びにボイラー則第65条第１項第２号及び第３号の規定に適合していること。
3　その他	⑴　第一種圧力容器が適切に設置されていることを目視等により確認する。 ⑵　第一種圧力容器が運転状態であるときは、異常振動、異常音等がないことを確認する。	ボイラー則第61条第２項の規定に適合していること。
備考	⑴　非開放検査においては、受検者が実施した検査等の記録及び各種作動機能テストの記録等を活用して検査を行うことができる。 ⑵　非開放検査において、第一種圧力容器に漏れ又は変形等の異常があり、本体等に割れ又は減肉等判定基準に適合しない損傷等の発生の可能性があると判断され、本体内部等の検査が必要と認められるときは、当該第一種圧力容器の運転を停止し、別表第２の１に定める開放検査を行う。 ⑶　構造規格第70条の規定による適用の特例の認定を受けた第一種圧力容器については、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。 ⑷　開放検査周期認定ボイラー等の検査においては、あわせて所轄労働基準監督署長の認定の要件とされている事項に適合していることを確認する。	

別表第３　令第12条第１項第３号に定めるクレーンの性能検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　外観検査	⑴　構造部分について、次の事項を確認する。 ①　著しい変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により確認する。	クレーン構造規格（平成７年労働省告示第134号。以下この表において「構造規格」という。）第１条第３項及び第13条の規定に適合していること。
	②　溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第50条及び第51条の規定に適合していること。
	⑵　ケーブルクレーンの控えの緊結状態等を、目視、距離測定装置等により確認する。	構造規格第16条の規定に適合していること。
	⑶　つり上げ装置及び起伏装置のブレーキ、走行ブレーキ及び横行ブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等に著しい摩耗がないか等ブレーキの維持管理状況を確認する。	構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。
	⑷　ドラム等について、つり上げ装置等の作動に支障となる摩耗等の状態のほか、ワイヤロープ等の取付状況について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	構造規格第20条から第23条までの規定に適合していること。
	⑸　安全装置、電気機器等について、適切なものが取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第24条から第32条まで及び第33条の２から第38条までの規定に適合していること。 過負荷防止装置を要するジブクレーンの過負荷防止装置が型式検定合格品であること。
	⑹　附属部分について、附属部分の劣化等の状態を目視、距離測定装置等により確認する。	構造規格第39条から第49条までの規定に適合していること。
	⑺　ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第52条の規定に適合していること。
	⑻　つり上げ装置又は起伏装置に用いるウインチの設置状況を、目視等により確認する。	構造規格第53条の規定に適合していること。
	⑼　ワイヤロープ及びつりチェーンについて、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第54条から第55条の２までの規定に適合していること。
	⑽　フック、リフティングマグネット等のつり具の維持管理状況を、目視、距離測定装置、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	フック、リフティングマグネット等のつり具に損傷等がないこと。 このうちリフティングマグネットの部材に断線及び損傷がないこと並びに取付状態が適切なこと。
	⑾　クレーンの設置場所等について、建設物等との間隔、基礎部分の傾斜等の状態を、目視、距離測定装置、水準器等により確認する。	クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号。以下「クレーン則」という。）第13条から第15条までの規定に適合していること。 走行クレーンのレール等に著しいゆがみ等がないこと。

	⑿　定格荷重の表示状況を確認する。	構造規格第56条第１項の規定に適合していること。
	⒀　銘板の記載内容を確認する。	構造規格第56条第２項の規定に適合していること。
2　動作試験	⑴　無負荷で巻上げ、巻下げ、走行、横行、旋回、起伏、引込み及び押出しの運動を定格速度により可動範囲全域について行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。運転の方式が複数であるクレーンにあっては、それぞれの方法の動作を確認する。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　ブレーキの作動状態（ブレーキの制動トルク及び操作に要する力量については申請者の測定データを参考にすることができる。） ③　安全装置等の調整状態及び作動状態 ④　リフティングマグネット及びグラブバケット等の作動状態 ⑤　逸走防止装置の作動状態 ⑵　安全装置のうち巻過防止装置又は巻過ぎを防止するための警報装置について次の事項を確認する。この確認は２回以上作動させて行う。 ①　巻過防止装置にあっては、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面とドラム、シーブ（エコライザーシーブを含む。）、トロリフレームその他当該上面が接触するおそれのある物（傾斜したジブを除く。）の下面との間隔の調整状態 ②　作動状態	構造規格第13条、第17条から第19条まで、第23条から第25条第１項まで、第26条、第30条から第32条まで、第34条第２項、第35条、第36条第１項及び第39条から第41条までの規定に適合していること。 クレーン則第18条及び第19条の規定に適合していること。
3　荷重試験	⑴　定格荷重に相当する荷重の荷をつって、巻上げ、巻下げ、走行、横行及び旋回を各２回以上（複数の定格荷重を有するクレーンにあっては２以上の定格荷重ごとに２回以上）定格速度により行い、次の事項を確認する。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　ブレーキの作動状態（加速制御ブレーキにあっては、他のブレーキを開放したときの作動状態） ③　構造部分の亀裂、変形及び損傷	構造規格第13条、第17条から第19条まで、第23条及び第33条の規定に適合していること。
	⑵　ジブを有するクレーンの過負荷防止装置について、作動状態を確認する。この確認は２回以上作動させて行う。	構造規格第27条の規定に適合していること。
	⑶　天井クレーンのクレーンガーダについて、定格荷重に相当する荷重の荷をクレーンガーダのたわみに関して最も不利となる位置でつり上げ、当該クレーンガーダのたわみの状態を距離測定装置等により確認する。	構造規格第14条の規定に適合していること。
備考	⑴　発電所等に設置されているクレーンで試験荷重が準備できないため荷重試験を行うことができない場合は、定格荷重以下の荷重で性能検査を実施し、これに合格したときはつり上げ荷重に条件を付して合格とすることができる。行った定格荷重の荷重を超えて負荷する必要がある場合は改めて荷重試験を実施する。 ⑵　構造規格第57条の規定による適用の除外の認定を受けたクレーンについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第４　令第12条第１項第４号に定める移動式クレーンの性能検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　外観検査	⑴　構造部分について、次の事項を確認する。 ①　著しい変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により確認する。	移動式クレーン構造規格（平成７年労働省告示第135号。以下この表において「構造規格」という。）第12条の規定に適合していること。
	②　溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第38条及び第39条の規定に適合していること。
	⑵　下部走行体のブレーキ及びつり上げ装置等のブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等に著しい摩耗がないか等ブレーキの維持管理状況を確認する。	構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。

	⑶　ドラム等について、つり上げ装置等の作動に支障となる摩耗等の状態のほか、ワイヤロープ等の取付状況について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	構造規格第20条から第23条までの規定に適合していること。
	⑷　安全装置等について、適切なものが取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第24条から第34条までの規定に適合していること。 過負荷防止装置を要する移動式クレーンの過負荷防止装置が型式検定合格品であること。
	⑸　操作部分等について、操作部分の表示、運転室の視野等を目視等により確認する。	構造規格第35条及び第36条の規定に適合していること。
	⑹　伸縮装置について、ジブの伸縮の状態を、距離測定装置等により確認する。	構造規格第37条の規定に適合していること。
	⑺　ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第40条の規定に適合していること。
	⑻　ワイヤロープ及びつりチェーンについて、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第41条及び第42条の規定に適合していること。
	⑼　フック、リフティングマグネット等のつり具の維持管理状況を、目視、距離測定装置、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	フック、リフティングマグネット等のつり具に損傷等がないこと。 このうちリフティングマグネットの部材に断線及び損傷がないこと並びに取付状態が適切なこと。
	⑽　定格荷重の表示状況を確認する。	構造規格第43条第１項の規定に適合していること。
	⑾　銘板の記載内容を確認する。	構造規格第43条第２項の規定に適合していること。
	⑿　拡幅式のクローラを有するクローラクレーンで、クローラを最大限に張り出さない状態で定格荷重を有しないものに係る警告の表示及び内容を確認する。	構造規格第43条第３項の規定に適合していること。
２　動作試験	⑴　無負荷で巻上げ、巻下げ、起伏、旋回及び伸縮の運動を定格速度により可動範囲全域について行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　ブレーキの作動状態（ブレーキの制動トルク及び操作に要する力量については申請者が測定したデータを参考にすることができる。） ③　リフティングマグネット及びグラブバケット等の作動状態 ⑵　安全装置のうち巻過防止装置又は巻過ぎを防止するための警報装置について次の事項を確認する。この確認は２回以上作動させて行う。 ①　巻過防止装置にあっては、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面が接触するおそれのある物（ジブを除く。）の下面との間隔の調整状態 ②　作動状態 ⑶　警報装置、傾斜角指示装置、前照灯等、起伏装置及び伸縮装置の巻過防止装置及びジブ倒れ止め装置の作動の状態を確認する。この確認は２回以上作動させて行う。	構造規格第12条、第17条から第19条まで、第23条から第25条第１項まで、第26条、第30条から第33条まで、第35条及び第37条に適合していること。 クレーン則第65条の規定に適合していること。
３　荷重試験	水平堅土上（浮きクレーンにあっては平水面上）で、定格荷重に相当する荷重の荷をつって、巻上げ、巻下げ及び旋回の運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。アウトリガーを有するものにあってはアウトリガーを用いた状態及び用いない状態でそれぞれ運動を行う（アウトリガーを用いずに使用することがないものにあってはアウトリガーを用いない状態における荷重試験は行わなくとも差し支えない。）。これらの運動は２回以上（複数の定格荷重を有する移動式クレーンにあっては２以上の定格荷重ごとに２回以上）行う。なお、組立式ジブを有する移動式クレーンにあっては、通常使用するジブ長さにおいて確認することとして差し支えない。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　ブレーキの作動状態 ③　過負荷防止装置の作動状態 ④　構造部分の亀裂、変形及び損傷	構造規格第12条、第17条、第19条、第23条及び第27条の規定に適合していること。
備考	構造規格第45条の規定による適用の除外の認定を受けた移動式クレーンについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第５　令第12条第１項第５号に定めるデリックの性能検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
１　外観検査	⑴　構造部分について、次の事項を確認する。 ①　著しい変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により確認する。	デリツク構造規格（昭和37年労働省告示第55号。以下この表において「構造規格」という。）第３条及び第15条の規定に適合していること。
	②　溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第20条及び第22条から第24条までの規定に適合していること。
	⑵　控え等について、控え及びはしごが適正に維持されているか、目視、距離測定装置等により確認する。	構造規格第16条から第19条までの規定に適合していること。
	⑶　ガイデリックのさら形の陣笠（じんがさ）について、さらの部分の加工状況を、目視等により確認する。	構造規格第25条の規定に適合していること。
	⑷　つり上げ装置及び起伏装置のブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等に著しい摩耗がないか等ブレーキの維持管理状況を確認する。	構造規格第26条の規定に適合していること。
	⑸　ドラム等について、つり上げ装置等の作動に支障となる摩耗等の状態のほか、ワイヤロープ等の取付状況を、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	構造規格第27条から第29条までの規定に適合していること。
	⑹　安全装置、操作回路等について、次の事項を確認する。 ①　適切なものが取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第30条から第33条までの規定に適合していること。
	②　制御する方向等の標示について確認する。	構造規格第34条の規定に適合していること。
	⑺　回転部分の覆い等の状態を、目視等により確認する。	構造規格第35条の規定に適合していること。
	⑻　運転室又は運転台の設置状況を、目視等により確認する。	構造規格第39条及び第40条の規定に適合していること。
	⑼　ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第21条及び第36条の規定に適合していること。
	⑽　つり上げ装置等に用いるウインチの据付状態を、目視等により確認する。	構造規格第37条の規定に適合していること。
	⑾　ワイヤロープについて、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第38条の規定に適合していること。
	⑿　フック、リフティングマグネット等のつり具の維持管理状況を、目視、距離測定装置、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	フック、リフティングマグネット等のつり具に損傷等がないこと。 このうちリフティングマグネットの部材に断線及び損傷がないこと並びに取付状態が適切なこと。
	⒀　デリックの基礎等が適切に維持されていることを、目視、距離測定装置、水準器等により確認する。	基礎に不同沈下等が生じていないこと。 架台、マスト及び主柱が確実に固定されていること。
	⒁　運転者の見やすい位置に定格荷重が明確に標示されているか確認する。	構造規格第41条の規定に適合していること。
２　動作試験	⑴　無負荷で巻上げ、巻下げ、旋回及び起伏の運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　ブレーキの作動状態（制動トルク及び操作に要する力量は申請者が測定したデータを参考にすることができる。） ③　安全装置等の調整状態及び作動状態	構造規格第15条、第26条、第30条及び第31条第１項第１号の規定に適合していること。
	⑵　安全装置のうちつり上げ装置等にウインチを用いない方式のデリックの巻過防止装置について、次の事項を確認する。この確認は２回以上作動させて行う。 ①　フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面とシーブ（エコライザーシーブを含む。）その他当該上面が接触するおそれのある物の下面との間隔の調整状態 ②　作動状態	クレーン則第105条及び第106条の規定に適合していること。

3　荷重試験	定格荷重に相当する荷重の荷をつって、巻上げ、巻下げ、旋回及び起伏の運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上（複数の定格荷重を有するデリックにあっては２以上の定格荷重ごとに２回以上）行う。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　クラッチ及びブレーキの作動状態 ③　デリックの基礎の沈下 ④　構造部分の亀裂、変形及び損傷 ⑤　つり上げ装置、起伏装置又は旋回装置に用いるウインチの浮上り、ずれ及びふれの状態	構造規格第15条、第26条及び第37条の規定に適合していること。
備考	構造規格第42条の規定による適用の除外の認定を受けたデリックについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第６　令第12条第１項第６号に定めるエレベーターの性能検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　外観検査	⑴　構造部分について、次の事項を確認する。 ①　著しい変形等が生じていないか、目視、超音波厚さ計、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	エレベーター構造規格（平成５年労働省告示第91号。以下この表において「構造規格」という。）第１条第４項及び第15条の規定に適合していること。
	②　溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第37条第３項及び第38条の規定に適合していること。
	⑵　昇降路、搬器等に変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、距離測定装置、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第16条から第23条までの規定に適合していること。
	⑶　昇降装置等の摩耗等の状態を、目視、ハンマリング、距離測定装置等により確認する。	構造規格第25条から第29条までの規定に適合していること。
	⑷　安全装置、電気機器等について、適切に取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第30条から第36条までの規定に適合していること。
	⑸　ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第39条の規定に適合していること。
	⑹　ワイヤロープ及び巻上用チェーンについて、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第40条及び第41条の規定に適合していること。
	⑺　銘板の記載内容を確認する。	構造規格第42条の規定に適合していること。
2　動作試験	⑴　無負荷で上昇及び下降の運動を定格速度により可動範囲全域について行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　搬器の起動、昇降、停止等の作動状態 ③　搬器の出入口の開閉状態、搬器内非常停止装置、戸閉め安全装置、ドアインターロックスイッチ、ドアロック及び搬器上の各種安全装置の作動状態 ⑵　安全装置のうち調速機については、次の事項を確認する。この確認は２回以上作動させて行う。 ①　次の速度に達するときまでにガバナースイッチが切れること ・定格速度が0.75メートル毎秒以下のエレベーターにあっては1.05メートル毎秒以下 ・定格速度が0.75メートル毎秒を超えるエレベーターにあっては定格速度の1.3倍の速度 ②　次の速度に達するときまでにガバナーキャッチが作動すること ・定格速度が0.75メートル毎秒以下のエレベーターにあっては1.14メートル毎秒以下 ・定格速度が0.75メートル毎秒を超えるエレベーターにあっては定格速度の1.4倍の速度 ⑶　⑵において、搬器の降下を停止させ、非常止め装置を作動させた後、搬器の降下の運転を行い、非常止め装置の機能を確認する。	構造規格第15条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第30条から第34条までの規定に適合していること。 クレーン則第149条の規定に適合していること。

3　荷重試験	積載荷重に相当する荷重の荷を載せて、上昇及び下降の運動を定格速度により２回以上行い、次の事項を確認する。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　搬器の起動、昇降、停止等の作動状態 ③　構造部分の亀裂、変形及び損傷	構造規格第15条、第17条、第20条、第25条及び第26条の規定に適合していること。
備考	構造規格第43条の規定による適用の除外の認定を受けたエレベーターについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第７　令第12条第１項第８号に定めるゴンドラの性能検査の方法

検査項目	検　査　の　方　法	判　定　基　準
1　外観検査	⑴　構造部分について、次の事項を確認する。 ①　著しい変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により確認する。	ゴンドラ構造規格（平成６年労働省告示第26号。以下この表において「構造規格」という。）第１条第３項及び第16条の規定に適合していること。
	②　溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第37条及び第38条の規定に適合していること。
	⑵　作業床等に変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、距離測定装置、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第18条から第20条までの規定に適合していること。
	⑶　昇降装置等のブレーキ及び走行ブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等に著しい摩耗がないか等ブレーキの維持管理状況を確認する。	構造規格第21条及び第22条の規定に適合していること。
	⑷　ドラム等について、つり上げ装置等の作動に支障となる摩耗等の状態のほか、ワイヤロープ等の取付状況について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	構造規格第23条から第26条までの規定に適合していること。
	⑸　安全装置、電気機器等について、適切に取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第27条から第36条までの規定に適合していること。
	⑹　ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第39条の規定に適合していること。
	⑺　ワイヤロープ等について、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第40条から第43条までの規定に適合していること。
	⑻　走行レール、アウトリガー等の取付状態等を、目視、ハンマリング等により確認する。	著しい摩耗、損傷、変形等がないこと。
	⑼　積載荷重等の表示内容を確認する。	構造規格第44条の規定に適合していること。
2　動作試験	無負荷で巻上げ、巻下げ、走行、横行、旋回、起伏、引込み及び押出しの運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。ただし、下降のみに使用されるものにあっては下降の運動を許容下降速度により確認する。 ①　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ②　クラッチ及び各ブレーキの作動状態（ブレーキの制動トルクについては申請者が測定したデータを参考にすることができる。） ③　安全装置の調整状態及び作動状態 ④　逸走防止装置の作動状態	構造規格第16条、第20条から第22条まで、第26条から第28条まで、第30条、第31条及び第34条から第36条までの規定に適合していること。
3　荷重試験	積載荷重に相当する荷重の荷を載せて、上昇及び下降の運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。この運動は２回以上行う。ただし、下降のみに使用されるものにあっては下降の運動を許容下降速度により確認する。 ①　安定度（転倒するおそれのないゴンドラは除く。） ②　異常な振動、衝撃、音響等の有無 ③　クラッチ及び各ブレーキの作動状態 ④　構造部分の亀裂、変形及び損傷	構造規格第16条、第21条、第22条、第26条、第30条及び第31条の規定に適合していること。
備考	構造規格第45条の規定による適用の除外の認定を受けたゴンドラについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

○厚生労働省告示第九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十六条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十二条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成二十四年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

健康保険法第四十六条第一項、船員保険法第二十二条、厚生年金保険法第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、次の各号に掲げる健康保険法第三条第五項、船員保険法第二条第四項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬、健康保険法第三条第六項、船員保険法第二条第五項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第二項に規定する賃金（以下「報酬等」という。）のうち金銭又は通貨以外のもので支払われる報酬等の種類に応じ、当該各号に定める価額とする。

一　食事で支払われる報酬等健康保険の被保険者、船員保険の被保険者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の表の第一欄に掲げる都道府県（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）その他の者にあっては、その者が雇用される事業所若しくは事務所又は事業場が所在する同表の第一欄に掲げる都道府県）ごとに、食事提供の頻度に応じて第二欄から第六欄までに定める額

都道府県名	一人一月当たりの食事の額	一人一日当たりの食事の額	一人一日当たりの朝食のみの額	一人一日当たりの昼食のみの額	一人一日当たりの夕食のみの額
北海道	二五、五〇〇円	八五〇円	二一〇円	三〇〇円	三四〇円
青森県	二四、三〇〇円	八一〇円	（略）	二八〇円	三三〇円
岩手県	二四、六〇〇円	八二〇円	二一〇円	二九〇円	三二〇円
宮城県	二四、六〇〇円	八二〇円	二一〇円	二九〇円	三二〇円
秋田県	二四、六〇〇円	八二〇円	二一〇円	二九〇円	三二〇円
山形県	二五、二〇〇円	八四〇円	二一〇円	二九〇円	三四〇円
福島県	二四、三〇〇円	八一〇円	（略）	二八〇円	三三〇円
茨城県	二四、三〇〇円	八一〇円	（略）	二八〇円	三三〇円
栃木県	二四、三〇〇円	八一〇円	（略）	二八〇円	三三〇円
群馬県	二三、七〇〇円	七九〇円	二〇〇円	二八〇円	（略）

改正前

健康保険法第四十六条第一項、船員保険法第二十二条、厚生年金保険法第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、次の各号に掲げる健康保険法第三条第五項、船員保険法第二条第四項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬、健康保険法第三条第六項、船員保険法第二条第五項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第二項に規定する賃金（以下「報酬等」という。）のうち金銭又は通貨以外のもので支払われる報酬等の種類に応じ、当該各号に定める価額とする。

一　食事で支払われる報酬等健康保険の被保険者、船員保険の被保険者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の表の第一欄に掲げる都道府県（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）その他の者にあっては、その者が雇用される事業所若しくは事務所又は事業場が所在する同表の第一欄に掲げる都道府県）ごとに、食事提供の頻度に応じて第二欄から第六欄までに定める額

都道府県名	一人一月当たりの食事の額	一人一日当たりの食事の額	一人一日当たりの朝食のみの額	一人一日当たりの昼食のみの額	一人一日当たりの夕食のみの額
北海道	二四、三〇〇円	八一〇円	二〇〇円	二八〇円	三三〇円
青森県	二三、四〇〇円	七八〇円	（略）	二七〇円	三一〇円
岩手県	二三、四〇〇円	七八〇円	二〇〇円	二七〇円	三一〇円
宮城県	二三、四〇〇円	七八〇円	二〇〇円	二七〇円	三一〇円
秋田県	二三、七〇〇円	七九〇円	二〇〇円	二八〇円	三一〇円
山形県	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二〇〇円	二八〇円	三二〇円
福島県	二三、四〇〇円	七八〇円	（略）	二七〇円	三一〇円
茨城県	二三、四〇〇円	七八〇円	（略）	二七〇円	三一〇円
栃木県	二三、四〇〇円	七八〇円	（略）	二七〇円	三一〇円
群馬県	二三、一〇〇円	七七〇円	一九〇円	二七〇円	（略）

| | | |

愛媛県	二四、九〇〇円	八三〇円	二一〇円	二九〇円	三三〇円	
高知県	二五、二〇〇円	八四〇円	二一〇円	二九〇円	三四〇円	
福岡県	二四、六〇〇円	八二〇円	二一〇円	二九〇円	三二〇円	
佐賀県	二四、三〇〇円	八一〇円	二〇〇円	二八〇円	三三〇円	
長崎県	二四、九〇〇円	八三〇円	二一〇円	二九〇円	三三〇円	
熊本県	二五、二〇〇円	八四〇円	二一〇円	二九〇円	三四〇円	
大分県	二四、六〇〇円	八二〇円	二一〇円	二九〇円	三二〇円	
宮崎県	二四、三〇〇円	八一〇円	二〇〇円	二八〇円	三三〇円	
鹿児島県	二四、三〇〇円	八一〇円	二〇〇円	二八〇円	三三〇円	
沖縄県	二六、四〇〇円	八八〇円	二一〇円	三一〇円	三五〇円	

二　住宅で支払われる報酬等健康保険の被保険者、船員保険の被保険者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の表の上欄に掲げる都道府県（派遣労働者その他の者にあっては、その者が雇用される事業所若しくは事務所又は事業場が所在する同表の上欄に掲げる都道府県）ごとに、それぞれ下欄に定める額

都道府県名	一人一月当たりの住宅の利益の額
北海道	床面積一平方メートルにつき五三〇円
青森県	床面積一平方メートルにつき四六〇円
岩手県	床面積一平方メートルにつき五二〇円
宮城県	床面積一平方メートルにつき六八〇円
秋田県	床面積一平方メートルにつき四九〇円
山形県	床面積一平方メートルにつき五四〇円
福島県	床面積一平方メートルにつき五四〇円
茨城県	床面積一平方メートルにつき六〇〇円
栃木県	床面積一平方メートルにつき五九〇円
群馬県	床面積一平方メートルにつき五五〇円
埼玉県	床面積一平方メートルにつき八四〇円
千葉県	床面積一平方メートルにつき八三〇円
東京都	床面積一平方メートルにつき一、三三〇円

愛媛県	二三、七〇〇円	七九〇円	二〇〇円	二八〇円	三一〇円	
高知県	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二〇〇円	二八〇円	三二〇円	
福岡県	二三、四〇〇円	七八〇円	二〇〇円	二七〇円	三一〇円	
佐賀県	二三、一〇〇円	七七〇円	一九〇円	二七〇円	三一〇円	
長崎県	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二〇〇円	二八〇円	三二〇円	
熊本県	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二〇〇円	二八〇円	三二〇円	
大分県	二三、四〇〇円	七八〇円	二〇〇円	二七〇円	三一〇円	
宮崎県	二二、八〇〇円	七六〇円	一九〇円	二七〇円	三〇〇円	
鹿児島県	二三、一〇〇円	七七〇円	一九〇円	二七〇円	三一〇円	
沖縄県	二五、二〇〇円	八四〇円	二一〇円	二九〇円	三四〇円	

二　住宅で支払われる報酬等健康保険の被保険者、船員保険の被保険者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の表の上欄に掲げる都道府県（派遣労働者その他の者にあっては、その者が雇用される事業所若しくは事務所又は事業場が所在する同表の上欄に掲げる都道府県）ごとに、それぞれ下欄に定める額

都道府県名	一人一月当たりの住宅の利益の額
北海道	畳一畳につき一、一一〇円
青森県	畳一畳につき一、〇四〇円
岩手県	畳一畳につき一、一一〇円
宮城県	畳一畳につき一、五二〇円
秋田県	畳一畳につき一、一一〇円
山形県	畳一畳につき一、二五〇円
福島県	畳一畳につき一、二〇〇円
茨城県	畳一畳につき一、三四〇円
栃木県	畳一畳につき一、三二〇円
群馬県	畳一畳につき一、二八〇円
埼玉県	畳一畳につき一、八一〇円
千葉県	畳一畳につき一、七六〇円
東京都	畳一畳につき二、八三〇円

神奈川県	床面積一平方メートルにつき一、〇一〇円
新潟県	床面積一平方メートルにつき五八〇円
富山県	床面積一平方メートルにつき五六〇円
石川県	床面積一平方メートルにつき五八〇円
福井県	床面積一平方メートルにつき五四〇円
山梨県	床面積一平方メートルにつき五六〇円
長野県	床面積一平方メートルにつき五六〇円
岐阜県	床面積一平方メートルにつき五四〇円
静岡県	床面積一平方メートルにつき六五〇円
愛知県	床面積一平方メートルにつき七一〇円
三重県	床面積一平方メートルにつき五八〇円
滋賀県	床面積一平方メートルにつき六四〇円
京都府	床面積一平方メートルにつき八三〇円
大阪府	床面積一平方メートルにつき八二〇円
兵庫県	床面積一平方メートルにつき七三〇円
奈良県	床面積一平方メートルにつき五八〇円
和歌山県	床面積一平方メートルにつき四九〇円
鳥取県	床面積一平方メートルにつき五〇〇円
島根県	床面積一平方メートルにつき五〇〇円
岡山県	床面積一平方メートルにつき六二〇円
広島県	床面積一平方メートルにつき六七〇円
山口県	床面積一平方メートルにつき五〇〇円
徳島県	床面積一平方メートルにつき五一〇円
香川県	床面積一平方メートルにつき五五〇円
愛媛県	床面積一平方メートルにつき五〇〇円
高知県	床面積一平方メートルにつき四九〇円
福岡県	床面積一平方メートルにつき六七〇円

神奈川県	畳一畳につき二、一五〇円
新潟県	畳一畳につき一、三六〇円
富山県	畳一畳につき一、二九〇円
石川県	畳一畳につき一、三四〇円
福井県	畳一畳につき一、二二〇円
山梨県	畳一畳につき一、二六〇円
長野県	畳一畳につき一、二五〇円
岐阜県	畳一畳につき一、二三〇円
静岡県	畳一畳につき一、四六〇円
愛知県	畳一畳につき一、五六〇円
三重県	畳一畳につき一、二六〇円
滋賀県	畳一畳につき一、四一〇円
京都府	畳一畳につき一、八一〇円
大阪府	畳一畳につき一、七八〇円
兵庫県	畳一畳につき一、五八〇円
奈良県	畳一畳につき一、三一〇円
和歌山県	畳一畳につき一、一七〇円
鳥取県	畳一畳につき一、一九〇円
島根県	畳一畳につき一、一五〇円
岡山県	畳一畳につき一、三六〇円
広島県	畳一畳につき一、四一〇円
山口県	畳一畳につき一、一四〇円
徳島県	畳一畳につき一、一六〇円
香川県	畳一畳につき一、二一〇円
愛媛県	畳一畳につき一、一三〇円
高知県	畳一畳につき一、一三〇円
福岡県	畳一畳につき一、四三〇円

佐賀県	床面積一平方メートルにつき五一〇円
長崎県	床面積一平方メートルにつき五一〇円
熊本県	床面積一平方メートルにつき五三〇円
大分県	床面積一平方メートルにつき五三〇円
宮崎県	床面積一平方メートルにつき四九〇円
鹿児島県	床面積一平方メートルにつき四七〇円
沖縄県	床面積一平方メートルにつき六二〇円

三　（略）

佐賀県	畳一畳につき一、一七〇円
長崎県	畳一畳につき一、一五〇円
熊本県	畳一畳につき一、一五〇円
大分県	畳一畳につき一、一七〇円
宮崎県	畳一畳につき一、〇八〇円
鹿児島県	畳一畳につき一、一一〇円
沖縄県	畳一畳につき一、二九〇円

三　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。ただし、第二号の改正規定は、令和八年十月一日から適用する。

その他告示

○海上保安庁告示第十号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十七日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	（略）	（略）	（略）
	ＲＡ482	同	ＪＡ482Ａ
	ＲＡ483	ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式ＵＢＣ97000―24（ＭＱ―９Ｂ）型	ＪＡ483Ａ
	ＲＡ484	同	ＪＡ484Ａ

改正前

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	（略）	（略）	（略）
	ＲＡ482	同	ＪＡ482Ａ

別図（十四）（第二条関係）

ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式
UBC97000-15(MQ-9B)型
ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式
UBC97000-24(MQ-9B)型

備考
(1) 塗色区分は次のとおりとする。
暗青色
青色
白色
(2) 胴体記号、各翼記号、方名、番号及びコンパス傘は暗青色とする。



（上面図）



（下面図）



（右側面図）



（左側面図）

附　則

この告示は、令和八年三月十七日から施行する。

別図（十四）（第二条関係）

ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式
UBC97000-15(MQ-9B)型

備考
(1) 塗色区分は次のとおりとする。
暗青色
青色
白色
(2) 胴体記号、各翼記号、方名、番号及びコンパス傘は暗青色とする。



（上面図）



（下面図）



（右側面図）



（左側面図）

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

産業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第496号

産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第71条第６号の規定に基づき公告する。

令和８年３月17日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　長谷川史彦

（令和８年２月12日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
210406ＪＰ	株式会社ピース 大阪府堺市堺区九間町西二丁２番33号	株式会社ピース　材料試験部　堺試験室 大阪府堺市堺区九間町西二丁２番33号	湿式重量・減量・残分・灰分試験 セメント・混和剤（材）試験 吸光光度分析

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

札幌市北区北二十四条西三丁目一番七号
パーソナルサポート株式会社
代表清算人　岡村　一義

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

札幌市北区屯田六条一丁目九番三〇―四〇三号
有限会社中村商会
清算人　中村由香利

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

札幌市中央区南五条西五丁目二一番地三
第３旭観光ビル二階　株式会社ＳＴＡＲ
代表清算人　櫻田　修

解散公告

当社は、令和八年三月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

青森県弘前市大字城東中央四丁目五番地二七
有限会社原子工務店
清算人　原子　進

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

岩手県下閉伊郡山田町船越第六地割八七番地一二
有限会社菊池重機
清算人　川村　浩光

解散公告

当法人は、令和八年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

宮城県仙台市若林区西新丁五番二号西新丁マンション一〇一号室
特定非営利活動法人せんだい映画資料室
清算人　太齋　義明

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

宮城県仙台市青葉区国分町二丁目五―七

株式会社グリーン

代表清算人　我妻やす子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

宮城県遠田郡涌谷町吉住字馬追畑二六番地

有限会社鈴木土建

清算人　鈴木富美江

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

福島県いわき市小名浜岡小名一丁目八番地の一五

有限会社江洋無線システムサービス

清算人　番場　修一

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

茨城県水戸市吉沢町五六七番地

スマイル株式会社

代表清算人　秋葉　良孝

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

栃木県宇都宮市横山二丁目五番地二三

株式会社Ｖ２Ｄ

代表清算人　福田　雅史

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

埼玉県行田市大字白川戸八三二番地三

株式会社大谷電気工事

代表清算人　大谷　一彰

解散公告

当社は、令和八年二月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

埼玉県蕨市中央二丁目一番一七号一階

合同会社長青

代表清算人　ケツ・チョウセイ

解散公告

当社は、令和八年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

埼玉県蕨市南町三丁目五番九号ＢＯＡ二番館三〇二号室

豊之源株式会社

代表清算人　夏木　依子

解散公告

当社は、令和八年三月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

千葉県千葉市中央区千葉港三―二一サングランデ千葉みなと九〇三

英利国際株式会社

代表清算人　奚　岩

解散公告

当社は、令和八年一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

千葉県中央区蘇我三丁目四一―三三

株式会社Ｒ＆Ｈ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ

代表清算人　遠藤　明淑

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

千葉県流山市平和台一丁目八番地の五三

株式会社ｔｅａｍ　ａｕｔｏ　ｐｈｏｔｏ

代表清算人　青山竜太朗

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

千葉市稲毛区小仲台八丁目三四番四〇ＣＩＴＹ・ＣＯＳＭＯ小仲台一〇二

合同会社笑顔ねっと

清算人　西本美佐子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

千葉県野田市西三ケ尾四二四番地の四

有限会社ミヤジマ

清算人　宮島　弘明

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年三月十六日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都調布市国領町八丁目四番一号アトラス国領Ⅰ―二〇二　一般社団法人エルフ

代表清算人　松尾佐喜子

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都大田区仲六郷一丁目四五番一一号

有限会社藤谷製作所

清算人　藤谷　敏秋

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都小平市学園東町一丁目二一番一号

株式会社アメージングシステム

代表清算人　吉岡　直樹

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都新宿区西新宿四丁目一六番一二号ラ　イオンズマンション西新宿第八―四〇一号

一般社団法人オープンバスメソッド協会

代表清算人　小川　隆之

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都葛飾区宝町一丁目一八番二号

有限会社岡村紙器

清算人　岡村　弘三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

大阪通天閣合同会社

清算人　林　令史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

難波黒門特定目的会社

代表清算人　林　令史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都港区南青山一丁目一〇番三号南青山Dビル六F

株式会社F&T

代表清算人　川岸恵美子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二F

株式会社アテナ

代表清算人　吉岡　伸朗

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都新宿区神楽坂一丁目一番地

一般社団法人医療情報安全管理監査人協会

代表清算人　山本　隆一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都武蔵野市境南町二丁目一番六号

桜リアルエステート株式会社

代表清算人　田口　敦子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都文京区本駒込六丁目五番一四―一〇四号

株式会社産経ビジネス

代表清算人　髙野由利子

解散公告

当社は、令和八年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都港区西麻布三丁目一九番四―三〇二号

有限会社ファーストスピード

清算人　梶原　秀徳

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都品川区上大崎三丁目三―九秀和目黒駅前レジデンス一〇一九　合同会社梵

清算人　山下　真弘

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都港区赤坂三丁目二一番五号

株式会社フライングダッシュ

代表清算人　谷　愼輔

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都八王子市みなみ野三丁目一七番一二号

株式会社ヤマガタデザイン

代表清算人　山縣　泰夫

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都豊島区巣鴨一丁目一七番三号二〇一号室

株式会社山木デバイス

代表清算人　胡　朔

解散公告

当法人は、令和八年一月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都千代田区大手町二―二―一東京クリニック内

特定非営利活動法人個別化医療推進・教育センター

清算人　山口　敏雄

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都中央区築地四丁目五番四号

株式会社宇寿井陶苑

代表清算人　臼井　誠

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビル東館一九階　合同会社久茂地不動産

清算人　一般社団法人久茂地職務執行者　知久　和彦

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都東村山市野口町四丁目一九番地二九

有限会社アークユー

清算人　和泉　麻子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

株式会社東京香水

代表清算人　山崎　百恵

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都三鷹市下連雀二丁目一四番九号

合同会社古平

清算人　古平　美幸

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都世田谷区上野毛三丁目二三番二一号

祥設計株式会社

代表清算人　小林　祥晃

解散公告

当社は、令和八年一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目七番八アンビックス神田四〇四号　株式会社よらく

代表清算人　塚原　大

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号

株式会社ＲＫコンサルティング

代表清算人　大木　亮

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都港区六本木三丁目一六番一二号六本木ＫＳビル五Ｆ　Ｗｏｒｔｒａｌ合同会社

清算人　長谷川琉偉

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都港区虎ノ門一丁目二一番一九号東急虎ノ門ビル七階　株式会社東管財

代表清算人　縣　俊介

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都港区虎ノ門一丁目二一番一九号東急虎ノ門ビル七階　桜管財株式会社

代表清算人　縣　俊介

解散公告

当組合は、令和八年二月二十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都新宿区四谷本塩町七丁目九番

協同組合海外交流促進センター

代表清算人　塩谷　忠士

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都新宿区西新宿一丁目二四番一号

一般社団法人感動こども協会

代表清算人　有本　均

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都中央区銀座七丁目二番六号銀座アステルビル四階

ティケイジージャパンホールディングス株式会社　代表清算人　福岡　武彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

横浜市青葉区美しが丘西二丁目四四番地一二

合同会社新潮流の探求社

清算人　大村　進

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

神奈川県座間市相模が丘四丁目一〇番四号

合同会社コネクト

清算人　髙橋　由美

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

神奈川県藤沢市長後七四八番地

有限会社セブン電化

清算人　中島　圭子

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

神奈川県逗子市久木八丁目一二番四八号

一般社団法人ＭｉＮａｉラボ

代表清算人　落合　啓士

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

横浜市金沢区能見台四丁目四番地二一

株式会社メジャー・アイ

代表清算人　山本　晴正

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日付株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

神奈川県横浜市神奈川区台町一六番地一

ソレイユ台町七〇五号室

オラコ・インベストメント・グループ株式会社　代表清算人　髙橋　好一

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

横浜市金沢区富岡西一丁目四〇番一六号

有限会社ホット・チューン

清算人　山岡　和子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

富山県高岡市福岡町澤川字大平二番三五

FS Japan Project12合同会社

清算人　新開　聖児

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

岐阜市柳森町一丁目四八番地の一

志知建設株式会社

代表清算人　志知　正博

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

岐阜県羽島市福寿町浅平三丁目一二番地

ドクターホーム株式会社

代表清算人　金　松月

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

静岡県島田市金谷泉町八〇一番地

Ａｕｇｕｓｔｉｎｅ合同会社

代表社員　刘　煒

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

静岡県浜松市中央区小豆餅三丁目一六番一六号

株式会社林鐵治商店

代表清算人　林　大介

解散公告

当社は、令和八年二月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目四番一〇号アルティメイト名駅１ｓｔ二階

もっち合同会社

代表清算人　山内枝利圭

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

京都府木津川市相楽大徳三五番地一第一マークビル

プライム株式会社

代表清算人　吉藤　誉子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

京都市左京区吉田下大路町二四番地

有限会社佐野酒店

清算人　後藤　利男

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

大阪市鶴見区諸口四丁目一番一三号

株式会社米田建設工務店

代表清算人　米田　仁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

大阪府四條畷市南野四丁目三番一八号

株式会社ラムタス

代表清算人　田村　幹夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

大阪市浪速区芦原一丁目一番一三号

三商鋼業株式会社

代表清算人　山路　克彦

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

大阪府箕面市外院三丁目二三番一号

株式会社商仁郎

代表清算人　黒田　博幸

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

大阪市福島区福島一丁目四番四号セントラル七〇一一Ｆ

株式会社アシェット

代表清算人　橋本　馨

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

大阪市北区中津七丁目三番二一七〇二号

株式会社シンク・クリエーション

代表清算人　今井佳代子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

大阪市西区西本町一丁目五番七号本町新興産ビル九階八田総合会計事務所内

Pythagoras Investment Management株式会社

代表清算人　八田　和信

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

大阪市北区野崎町三番二号平成ＡＹビル五階

株式会社オプティリンク

代表清算人　伊藤　禎浩

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
大阪市中央区備後町一丁目五番一五号
九州スピリッツ株式会社
代表清算人　チャンドビクラムクマール

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
大阪市中央区平野町一丁目八番一三号平野町八千代ビル三階　ＣａｓｈＯＫ株式会社
代表清算人　天野　正康

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
大阪市阿倍野区阿倍野筋五丁目八番九号
愉躍国際合同会社
清算人　ウ・ケツ

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
兵庫県西宮市清水町三番四六号アメニテ夙川二〇二号
ミズノハイドロサービス株式会社
代表清算人　水野　栄里

解散公告

当法人は、令和八年三月四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目二五番三八号
特定非営利活動法人日本子ども養育研究会
清算人　上杉　徹

解散公告

当社は、令和八年二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
岡山県新見市西方五三番地の六
横見食品工業株式会社
代表清算人　横見　博之

解散公告

当社は、令和八年二月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
広島県福山市東明王台一六番一五号
合同会社みんなウェルネス
清算人　豊田　淑哲

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
山口県宇部市東芝中町四番二〇号
有限会社ときわタクシー
清算人　福嶋　真一

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
山口県防府市上天神町二番七号
有限会社くまやビル
清算人　熊谷　宰祐

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
徳島県板野郡藍住町東中富字天王傍示二九番地の二
有限会社山本興産
清算人　山本　幸恵

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
香川県仲多度郡多度津町東浜九―七倉本コーポ一　一〇二号室　山水商事株式会社
代表清算人　高　青

解散公告

当社は、令和八年二月二十六日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
福岡市中央区西中洲六番二七号
株式会社ｄｉｆｆｅａｓｙ
代表清算人　福田　公威

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
北九州市小倉北区片野三丁目一番一六号
有限会社ベスト興産
清算人　林　繁俊

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
福岡市東区千早二丁目四三番二号エクセル千早一〇五号室
一橋株式会社
代表清算人　宮松　潔

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十七日
福岡市博多区住吉五丁目一番一五―三〇一号
有限会社西原ビル
清算人　西原　範朗

第７期決算公告　令和７年12月８日
千葉県浦安市舞浜１番地１
ウォルト・ディズニー・イマジニアリング株式会社
代表取締役
ジョーンズ・クラーク・ロバート
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	746
	固定資産	14
	繰延資産	93
	資産合計	**853**
負純資産の債及び部	流動負債	133
	固定負債	33
	株主資本	687
	資本金	10
	利益剰余金	677
	その他利益剰余金	677
	（うち当期純利益）	(52)
	負債・純資産合計	**853**

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

福岡市博多区光丘町二丁目三番二七号

株式会社碓井本店

代表清算人　碓井　優子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

佐賀市巨勢町大字牛島二五四番地一〇

有限会社日進電機製作所

清算人　福地　克彦

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

沖縄県那覇市牧志一丁目六番一三号

グリーンヒルハイツ一階　有限会社リンク

清算人　比嘉　淳哉

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十五日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都練馬区東大泉四丁目二七番四〇号

ＳＦＣビル二階　医療法人社団泉水会

清算人　丸山　徹雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月十七日目的たる事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

岐阜県多治見市広小路四丁目三九番地

学校法人長谷川学園

清算人代表　長谷川操子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十七日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

滋賀県近江八幡市桜宮町三〇四番地

医療法人社団松原皮膚科医院

清算人　松原　基夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

広島市中区榎町三番一九―五〇三号

宗教法人一言

清算人　岡本　洋典

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月二十二日、佐賀地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

佐賀県神埼市千代田町黒井一四一七番地

宗教法人大師教会

清算人　隈　淳平

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都渋谷区代々木三丁目二二番七号新宿文化クイントビル二階

医療法人社団メディカル・プラス

清算人　神野　敬子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月二日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

東京都北区西ケ原二丁目四四番七号

医療法人社団山之内医院

清算人　山之内由紀子

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

名古屋市南区戸部町三丁目一番地

医療法人芙蓉会

清算人　横瀬かおる

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月十八日南丹市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十七日

京都府南丹市園部町小桜町四七番地（南丹市役所内）

八木駅西土地区画整理組合

代表清算人　八木　啓吾

第八十七期決算公告

二〇二五年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　単位・億円

資産の部

流動資産	一、四二三
固定資産	二、二〇九
資産合計	三、六三二

負債及び純資産の部

流動負債	四五九
固定負債	三二二
退職給付引当金	七八
その他	二四四
株主資本	二、二九四
資本金	三〇〇
資本剰余金	〇〇
資本準備金	〇〇
利益剰余金	二、二九一
利益準備金	〇〇
その他利益剰余金	二、二九〇
評価・換算差額等	五五五
株式等評価差額金	五五五
負債及び純資産合計	三、六三二

損益計算書の要旨　単位・億円

（自　二〇二四年十二月一日　至　二〇二五年十一月三十日）

売上高	一、六九一
売上原価	一、一六七
売上総利益	五二四
販売費及び一般管理費	四一九
営業利益	一〇四
営業外収益	五〇
営業外費用	三
経常利益	一五一
特別利益	四
特別損失	二
税引前当期純利益	一五三
法人税、住民税及び事業税	三八
法人税等調整額	三
当期純利益	一一一

二〇二六年三月十七日

東京都文京区音羽二丁目一二番二一号

株式会社講談社

代表取締役　野間　省伸

第 37 期決算公告　令和８年３月16日

北海道釧路市鳥取南五丁目12番５号

株式会社ポータス

代表取締役　栗林　周次

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	674,805
	固定資産	67,769
	資産合計	**742,574**
負債及び純資産の部	流動負債	161,480
	固定負債	22,575
	負債合計	**184,055**
	株主資本	558,518
	資本金	60,000
	利益剰余金	498,518
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	483,518
	（うち当期純利益）	(89,723)
	純資産合計	**558,518**
	負債・純資産合計	**742,574**

公益信託渡邉暁雄音楽基金令和七年度決算および基金終了公告

一、事業概要

計二名に対し、総額百五十万円の顕彰事業を行った。

なお、本公益信託は令和八年一月三十日公益財団法人ソニー音楽財団へ残余財産六十万一千六百二円の寄附を行い基金を終了した。

令和八年三月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託渡邉暁雄音楽基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

東京都千代田区神田須田町二丁目二五番地一

六　　破産者　株式会社ケフィア事業振興会

右の者に対する東京地方裁判所平成三十年(フ)第六三六一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇三、一七〇、〇二〇、一〇八円

一、配当することのできる金額

金一三五、五四一、九五七円

令和八年三月十七日

東京都中央区八丁堀二丁目二二番八号内外ビル三階　破産者ケフィア事業振興会外管財人室

破産管財人　内田　実

第 82 期 決 算 公 告

令和８年３月17日

秋田県湯沢市深堀字中川原120番地の８

秋田県醗酵工業株式会社

代表取締役社長　岩崎　博充

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,771,970	流動負債	507,247
固定資産	413,645	固定負債	208,979
有形固定資産	372,321	**負債合計**	**716,226**
無形固定資産	694	株主資本	2,453,007
投資その他の資産	40,628	資本金	54,750
		利益剰余金	2,398,257
		利益準備金	13,687
		その他利益剰余金	2,384,570
		(うち当期純損失)	(112,056)
		評価・換算差額等	16,380
		純資産合計	**2,469,388**
資産合計	**3,185,615**	**負債・純資産合計**	**3,185,615**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年２月26日　秋田県横手市赤坂字館ノ下155番地

株式会社サンコーホーム

代表取締役社長　三浦　一之

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,522	流動負債	2,335
固定資産	896	固定負債	564
		負債合計	**2,899**
		株主資本	1,519
		資本金	10
		利益剰余金	1,509
		利益準備金	2
		別途積立金	400
		繰越利益剰余金	1,107
		（うち当期純利益）	(221)
		純資産合計	**1,519**
資産合計	**4,418**	**負債・純資産合計**	**4,418**

第14期決算公告　令和８年３月17日
東京都千代田区神田神保町一丁目29番地
市瀬ビル新館５階
株式会社ネットワーク創研
代表取締役　山澤　和芳
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,742
	固定資産	799
	資産合計	**2,541**
負債及び純資産の部	流動負債	390
	負債合計	**390**
	株主資本	2,151
	資本金	600
	利益剰余金	1,551
	その他利益剰余金	1,551
	（うち当期純利益）	(72)
	純資産合計	**2,151**
	負債・純資産合計	**2,541**

第15期決算公告
令和８年１月30日
茨城県小美玉市堅倉1580番地24
株式会社農流研
代表取締役　木村　泰行
貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	722,690
	固定資産	7,461
	合計	**730,152**
負債及び純資産の部	流動負債	654,652
	株主資本	75,499
	資本金	10,000
	利益剰余金	65,499
	その他利益剰余金	65,499
	（うち当期純利益）	(11,486)
	合計	**730,152**

第26期決算公告
令和８年３月17日
宮城県栗原市築館字三峰１番
ナブコトート株式会社
代表取締役社長　小川　義郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	539,969
	固定資産	864,525
	繰延資産	—
	合計	**1,404,495**
負債及び純資産の部	流動負債	131,311
	固定負債	1,006,680
	株主資本	266,504
	資本金	80,000
	利益剰余金	186,504
	利益準備金	320
	その他利益剰余金	186,184
	（うち当期純利益）	(25,474)
	合計	**1,404,495**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年３月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ラヴザリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,679
	合計	**2,679**
負純資産の債及び部	流動負債	52
	株主資本	2,626
	資本金	3,000
	利益剰余金	△374
	（その他利益剰余金）	（△374）
	合計	**2,679**

㈱　当期純損失　6千円

第 9 期 決 算 公 告

令和８年３月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

シダーウッドナビゲーション株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,825,675
	固定資産	1,032,982
	合計	**3,858,657**
負純資産の債及び部	流動負債	291,443
	固定負債	3,564,585
	株主資本	2,628
	資本金	3,000
	利益剰余金	△372
	（その他利益剰余金）	（△372）
	合計	**3,858,657**

㈱　当期純損失　31千円

第 15 期決算公告

令和８年３月17日

東京都江東区亀戸一丁目５番７号

株式会社日本旅行アカウントサービス

代表取締役社長　福田　泰司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	126,539
	固定資産	5,628
	資産合計	**132,167**
負純資産の債及び部	流動負債	40,704
	負債合計	**40,704**
	株主資本	91,463
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	41,463
	その他利益剰余金	41,463
	（うち当期純利益）	（4,025）
	純資産合計	**91,463**
	負債・純資産合計	**132,167**

第 18 期決算公告

令和８年１月29日

東京都港区虎ノ門四丁目１番13号

株式会社コムニコ

代表取締役　長谷川直紀

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	897,438
	固定資産	103,371
	資産合計	**1,000,809**
負純資産の債及び部	流動負債	729,203
	固定負債	31,867
	株主資本	239,739
	資本金	11,750
	資本剰余金	25,650
	資本準備金	6,250
	その他資本剰余金	19,400
	利益剰余金	202,339
	その他利益剰余金	202,339
	（うち当期純利益）	（200,577）
	負債・純資産合計	**1,000,809**

第 4 期決算公告

令和８年３月17日

東京都千代田区大手町二丁目２番２号

ＪＳＦＰバリュークリエーション株式会社

代表取締役　山口　亮

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,623
	固定資産	845,724
	繰延資産	169
	合計	**858,518**
負純資産の債及び部	流動負債	653
	固定負債	—
	株主資本	857,865
	資本金	50,000
	資本剰余金	822,380
	資本準備金	822,380
	利益剰余金	△14,514
	その他利益剰余金	△14,514
	（うち当期純損失）	（946）
	合計	**858,518**

第 1 期 決 算 公 告

令和８年３月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ナナボシリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,724
	合計	**2,724**
負純資産の債及び部	流動負債	18
	株主資本	2,706
	資本金	3,000
	利益剰余金	△294
	（その他利益剰余金）	（△294）
	合計	**2,724**

㈱　当期純損失　294千円

第９期決算公告

令和８年３月17日
東京都千代田区麹町五丁目３番地
新生響きキャピタル株式会社
代表取締役　小倉　和隆

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,132
	固定資産	3,370
	資産合計	**6,502**
負純資債及産のび部	流動負債	72
	負債合計	**72**
	株主資本	6,430
	資本金	6,000
	利益剰余金	430
	その他利益剰余金	430
	（うち当期純損失）	(159)
	純資産合計	**6,430**
	負債・純資産合計	**6,502**

第１期決算公告

令和８年１月29日
東京都港区虎ノ門四丁目１番13号
株式会社インバウンド・バズ
代表取締役　木村　好志

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,363
	固定資産	64,364
	資産合計	**89,728**
負純資債及産のび部	流動負債	3,268
	固定負債	105,547
	株主資本	△19,087
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△29,087
	その他利益剰余金	△29,087
	（うち当期純損失）	(29,087)
	負債・純資産合計	**89,728**

第３期決算公告

令和８年１月29日
東京都港区虎ノ門四丁目１番13号
株式会社ジソウ
代表取締役　本門功一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,057
	固定資産	237
	資産合計	**18,294**
負純資債及産のび部	流動負債	9,845
	株主資本	8,448
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△1,551
	その他利益剰余金	△1,551
	（うち当期純損失）	(556)
	負債・純資産合計	**18,294**

第４期決算公告

令和８年３月17日
東京都練馬区高野台２丁目４番３号
ガーディアンジャパン株式会社
代表取締役　小松　正幸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	420,144
	固定資産	135,649
	合計	**555,793**
負純資債及産のび部	流動負債	315,143
	固定負債	99,583
	株主資本	141,067
	資本金	74,000
	資本剰余金	26,100
	資本準備金	26,100
	利益剰余金	40,966
	その他利益剰余金	40,966
	（うち当期純利益）	(52,133)
	合計	**555,793**

第１期決算公告

令和８年３月17日
東京都新宿区新宿三丁目５番６号
キューブラザ新宿三丁目６階
Parkwood Hotels Management 株式会社
代表取締役　リム・チン・ショーン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,212
	固定資産	148
	繰延資産	0
	資産合計	**50,361**
負純資債及産のび部	流動負債	9,673
	固定負債	0
	株主資本	40,687
	資本金	37,000
	利益剰余金	3,687
	その他利益剰余金	3,687
	（うち当期純利益）	(3,687)
	負債・純資産合計	**50,361**

第23期決算公告

令和８年３月17日
東京都千代田区一番町２番地
キャス・キャピタル株式会社
代表取締役　川村　治夫

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	224,849
	固定資産	616,108
	資産合計	**840,957**
負純資債及産のび部	流動負債	287,252
	負債合計	**287,252**
	株主資本	553,705
	資本金	95,000
	利益剰余金	458,705
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	434,955
	（うち当期純利益）	(53,690)
	純資産合計	**553,705**
	負債・純資産合計	**840,957**

第４期決算公告

令和８年３月17日
神奈川県横浜市緑区白山一丁目16番１号
株式会社Ｓｏｕｎｄ　Ｏｎｅ
取締役社長　葛西　　功

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,982
	固定資産	—
	合計	**16,982**
負純資債及産のび部	流動負債	10,750
	固定負債	450,000
	株主資本	△443,767
	資本金	90,000
	利益剰余金	△533,767
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△533,767
	（うち当期純損失）	(157,550)
	合計	**16,982**

第34期決算公告

令和８年３月17日
神奈川県横浜市鶴見区菅沢町２－７
株式会社サムスン日本研究所
代表取締役　多田　　充

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,365
	固定資産	11,195
	資産合計	**12,560**
負純資債及産のび部	流動負債	5,396
	固定負債	1,215
	株主資本	5,948
	資本金	100
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	5,823
	その他利益剰余金	5,823
	（うち当期純利益）	(295)
	負債・純資産合計	**12,560**

第19期決算公告

令和８年２月28日
東京都港区南麻布四丁目11番22号
プログレス・ソフトウェア・ジャパン株式会社
代表取締役　チャールズ・ポラック

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	611,179
	固定資産	244
	合計	**611,423**
負純資債及産のび部	流動負債	499,447
	株主資本	111,976
	資本金	5,000
	利益剰余金	106,976
	その他利益剰余金	106,976
	（うち当期純利益）	(8,286)
	合計	**611,423**

第９期決算公告

令和８年３月17日
愛知県安城市東端町用地92番地
新陽工業株式会社
代表取締役　田中　利明

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,587
	固定資産	5,765
	有形固定資産	4,301
	投資その他の資産	1,464
	合計	**48,352**
負純資債及産のび部	流動負債	22,829
	固定負債	16,159
	株主資本	9,364
	資本金	1,000
	利益剰余金	8,364
	その他利益剰余金	8,364
	（うち当期純利益）	(5,080)
	合計	**48,352**

第45期決算公告

令和８年２月６日
静岡県浜松市中央区砂山町1107番地
サーラスポーツ株式会社
代表取締役　赤間　真吾

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	191,950
	固定資産	68,413
	合計	**260,363**
負純資債及産のび部	流動負債	167,860
	固定負債	58,852
	株主資本	33,650
	資本金	20,000
	利益剰余金	13,650
	その他利益剰余金	13,650
	（うち当期純利益）	(21,980)
	合計	**260,363**

第36期決算公告

令和８年３月17日
神奈川県横浜市緑区白山一丁目16番１号
オノ　エンタープライズ株式会社
取締役社長　森　　智

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,021
	固定資産	7,915
	合計	**121,937**
負純資債及産のび部	流動負債	15,000
	固定負債	—
	株主資本	106,936
	資本金	20,000
	利益剰余金	86,936
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	81,936
	（うち当期純利益）	(15,225)
	合計	**121,937**

第９期決算公告

令和８年３月17日
名古屋市中区丸の内２―16―３
丸の内Ａ・Ｔビル４階
株式会社Ｃｌｅｄｕ
代表取締役　大西　健斗

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	64,399,482
	合計	64,399,482
負純資産及のび部	流動負債	15,030,166
	株主資本	49,369,316
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	△630,684
	その他利益剰余金	△630,684
	（うち当期純損失）	（174,318）
	合計	64,399,482

第４期決算公告

令和８年３月17日
名古屋市中区丸の内２―16―３
丸の内Ａ・Ｔビル４階
株式会社ＣｌｏｕｄＡｒｔｓ
代表取締役　大西　健斗

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,066,232
	合計	35,066,232
負純資産及のび部	流動負債	890,883
	株主資本	34,175,349
	資本金	35,000,000
	利益剰余金	△824,651
	その他利益剰余金	△824,651
	（うち当期純損失）	（182,488）
	合計	35,066,232

第15期決算公告

令和８年３月17日
名古屋市中区丸の内２―16―３
丸の内Ａ・Ｔビル４階
株式会社エアー
代表取締役　大西　健斗

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,406,483
	固定資産	50,366,640
	合計	51,773,123
負純資産及のび部	流動負債	1,941,758
	株主資本	49,831,365
	資本金	50,700,000
	利益剰余金	△868,635
	その他利益剰余金	△868,635
	（うち当期純損失）	（227,170）
	合計	51,773,123

第14期決算公告

令和８年３月17日
愛知県刈谷市小垣江町本郷下43番地19
株式会社春光工業
代表取締役　野々山篤司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,846
	固定資産	34,280
	有形固定資産	13,843
	投資その他の資産	20,437
	合計	73,126
負純資産及のび部	流動負債	7,378
	固定負債	23,520
	株主資本	42,228
	資本金	1,000
	利益剰余金	41,228
	その他利益剰余金	41,228
	（うち当期純損失）	（1,184）
	合計	73,126

第11期決算公告

令和８年３月17日
名古屋市中区丸の内二丁目16番３号
丸の内Ａ・Ｔビル４階
株式会社クリエイト
代表取締役　大西　健斗

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	57,196
	合計	57,196
負純資産及のび部	流動負債	2,777,479
	株主資本	△2,720,283
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△3,720,283
	その他利益剰余金	△3,720,283
	（うち当期純損失）	（96,353）
	合計	57,196

第６期決算公告

令和８年３月17日
名古屋市中区丸の内２―16―３
丸の内Ａ・Ｔビル４階
株式会社チームライフメディア
代表取締役　大西　健斗

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	39,684,422
	合計	39,684,422
負純資産及のび部	流動負債	962,505
	株主資本	38,721,917
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	△1,278,083
	その他利益剰余金	△1,278,083
	（うち当期純損失）	（182,324）
	合計	39,684,422

第22期決算公告

令和８年１月29日
大阪府大阪市中央区北浜東１番22号
株式会社ユニオンネット
代表取締役　平田　希

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	216,825
	固定資産	36,574
	資産合計	253,399
負純資産及のび部	流動負債	104,928
	固定負債	44,040
	株主資本	104,430
	資本金	10,000
	利益剰余金	94,430
	その他利益剰余金	94,430
	（うち当期純利益）	（8,904）
	負債・純資産合計	253,399

第８期決算公告

令和８年２月９日
愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地
サーラタワー
株式会社サーラホテル＆レストランズ
代表取締役　赤間　真吾

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	346,212
	固定資産	60,541
	合計	406,754
負純資産及のび部	流動負債	186,844
	固定負債	112,596
	株主資本	107,313
	資本金	10,000
	利益剰余金	97,313
	その他利益剰余金	97,313
	（うち当期純利益）	（22,979）
	合計	406,754

第34期決算公告

令和８年３月17日
愛知県岡崎市六名本町２番地20
シティーホーム株式会社
代表取締役社長　増田　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,857,931
	固定資産	22,202
	繰延資産	593
	合計	1,880,727
負純資産及のび部	流動負債	1,224,545
	（うち賞与引当金）	（361）
	固定負債	346,690
	株主資本	309,491
	資本金	24,000
	利益剰余金	285,491
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	279,491
	（うち当期純利益）	（139,374）
	合計	1,880,727

第３期決算公告

2026年３月17日
大阪府大阪市北区梅田一丁目３番
１―400号大阪駅前第一ビル４階１―110
リーウェイズ株式会社
代表取締役　巻口　成憲

貸借対照表の要旨（2016年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,255
	固定資産	101,245
	合計	158,500
負純資産及のび部	流動負債	23,160
	固定負債	47,931
	株主資本	87,408
	資本金	117,681
	資本剰余金	57,681
	資本準備金	57,681
	利益剰余金	△ 87,954
	その他利益剰余金	△ 87,954
	（うち当期純損失）	（90,686）
	合計	158,500

第２期決算公告

2026年３月17日
大阪府大阪市北区梅田一丁目３番
１―400号大阪駅前第一ビル４階１―110
リーウェイズ株式会社
代表取締役　巻口　成憲

貸借対照表の要旨（2015年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,999
	固定資産	63,505
	繰延資産	1,681
	合計	106,186
負純資産及のび部	流動負債	10,044
	固定負債	33,409
	株主資本	62,732
	資本金	60,000
	利益剰余金	2,732
	その他利益剰余金	2,732
	（うち当期純利益）	（1,350）
	合計	106,186

第１期決算公告

2026年３月17日
大阪府大阪市北区梅田一丁目３番
１―400号大阪駅前第一ビル４階１―110
リーウェイズ株式会社
代表取締役　巻口　成憲

貸借対照表の要旨（2014年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,975
	固定資産	6,954
	繰延資産	1,271
	合計	15,201
負純資産及のび部	流動負債	3,819
	株主資本	11,381
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,381
	その他利益剰余金	1,381
	（うち当期純利益）	（1,381）
	合計	15,201

第11期決算公告

2026年３月17日
大阪府大阪市北区梅田一丁目３番
１―400号大阪駅前第一ビル４階１―110
リーウェイズ株式会社
代表取締役　巻口　成憲

貸借対照表の要旨（2024年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,923
	固定資産	4,962
	繰延資産	5,280
	合計	67,166
負純資債及産のび部	流動負債	96,972
	固定負債	57,232
	株主資本	△ 88,438
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 188,438
	その他利益剰余金	△ 188,438
	（うち当期純利益）	(1,789)
	新株予約権	1,400
	合計	67,166

第10期決算公告

2026年３月17日
大阪府大阪市北区梅田一丁目３番
１―400号大阪駅前第一ビル４階１―110
リーウェイズ株式会社
代表取締役　巻口　成憲

貸借対照表の要旨（2023年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	55,033
	固定資産	1,892
	合計	56,925
負純資債及産のび部	流動負債	104,717
	固定負債	41,036
	株主資本	△ 90,228
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 190,228
	その他利益剰余金	△ 190,228
	（うち当期純利益）	(1,105)
	新株予約権	1,400
	合計	56,925

第４期決算公告

2026年３月17日
大阪府大阪市北区梅田一丁目３番
１―400号大阪駅前第一ビル４階１―110
リーウェイズ株式会社
代表取締役　巻口　成憲

貸借対照表の要旨（2017年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	157,651
	固定資産	10,548
	合計	168,199
負純資債及産のび部	流動負債	120,527
	固定負債	23,901
	株主資本	23,770
	資本金	224,934
	資本剰余金	164,934
	資本準備金	164,934
	利益剰余金	△ 366,097
	その他利益剰余金	△ 366,097
	（うち当期純損失）	(196,857)
	合計	168,199

第27期決算公告

令和８年２月26日
山口県防府市国衙三丁目１番41号
株式会社ファーストホーム
代表取締役社長　稲田　勝

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,227,327
	固定資産	365,519
	資産合計	3,592,846
負純資債及産のび部	流動負債	606,832
	固定負債	328,679
	株主資本	2,655,704
	資本金	43,000
	利益剰余金	2,612,704
	利益準備金	10,750
	その他利益剰余金	2,601,954
	（うち当期純利益）	(34,660)
	評価・換算差額等	1,631
	負債・純資産合計	3,592,846

第14期決算公告

令和８年３月17日
大阪府大阪市北区中之島三丁目２番４号
ＭＤＩ－ＳＢソーラー株式会社
代表取締役　杉井　宏臣

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	324,608
	固定資産	473,708
	資産合計	798,316
負純資債及産のび部	流動負債	135,877
	固定負債	56,881
	株主資本	605,558
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	505,558
	その他利益剰余金	505,558
	（うち当期純利益）	(101,133)
	負債・純資産合計	798,316

第44期決算公告

2026年３月17日
大阪市淀川区宮原４丁目６番11号
ダイトテック株式会社
代表取締役　中島　充晴

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	248,362
	固定資産	169,629
	合計	417,991
負純資債及産のび部	流動負債	67,920
	固定負債	247,972
	（内退職給付引当金）	(12,972)
	株主資本	102,098
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	82,098
	その他利益剰余金	82,098
	（内当期純利益）	(42,342)
	合計	417,991

第13期決算公告

令和８年３月17日
茨城県稲敷郡美浦村大字美駒2500番地の２
一般社団法人日本調教師会
代表理事　尾關　知人

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,263
	固定資産	11,655
	合計	14,918
負味債財及産びの正部	流動負債	1,169
	固定負債	11,032
	負債合計	12,201
	一般正味財産	2,717
	正味財産合計	2,717
	合計	14,918

第１期決算公告

令和８年２月21日
北九州市小倉北区大字藍島184番地２
ＤＡＴＴＡ株式会社
代表取締役　松﨑　裕信

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	48,406
	固定資産	100,059
	資産合計	148,465
負純資債及産のび部	流動負債	100,103
	固定負債	13,069
	株主資本	35,292
	資本金	5,000
	利益剰余金	30,292
	その他利益剰余金	30,292
	（うち当期純利益）	(30,292)
	負債・純資産合計	148,465

第19期決算公告

令和８年２月26日
山口県山口市平井689番地５
株式会社ファーストコーポレーション
代表取締役　稲田　勝

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	108,050
	固定資産	31,161
	資産合計	139,211
負純資債及産のび部	流動負債	18,628
	固定負債	54,451
	株主資本	66,132
	資本金	5,000
	利益剰余金	61,132
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	59,882
	（うち当期純利益）	(74)
	負債・純資産合計	139,211

第50期決算公告

令和８年３月17日
北海道苫小牧市日新町一丁目６番６号
谷岡緑化株式会社
代表取締役　谷岡　正道

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	129
	固定資産	12,681
	合計	12,810
負純資債及産のび部	流動負債	1,887
	固定負債	5,029
	株主資本	5,893
	資本金	20
	利益剰余金	5,873
	その他利益剰余金	5,873
	（うち当期純利益）	(409)
	合計	12,810

第５期決算公告

令和８年３月17日
東京都千代田区丸の内二丁目３番２号
郵船ビルディング１階
一般財団法人塗装品質機構
代表理事　吉田　憲司

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,481
	固定資産	0
	資産合計	3,481
負味債財及産びの正部	流動負債	0
	負債合計	0
	一般正味財産	3,481
	正味財産合計	3,481
	負債正味財産合計	3,481

第10期決算公告

令和８年１月29日
東京都港区虎ノ門四丁目１番13号
一般社団法人ＳＮＳエキスパート協会
代表理事　後藤真理恵

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,471
	合計	30,471
負純資債及産のび部	流動負債	2,285
	固定負債	17
	負債合計	2,302
	利益剰余金	28,169
	その他利益剰余金	28,169
	（うち当期純利益）	(1,222)
	純資産合計	28,169
	合計	30,471

第２期決算公告

令和８年３月17日
東京都渋谷区広尾五丁目４番16号
ＥＡＴ　ＰＬＡＹ　ＷＯＲＫＳ３階
株式会社Ｍｉｄｗａｖｅ
代表取締役　片野由勇岐

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,171
	資産合計	16,171
負債及び純資産の部	流動負債	7,775
	負債合計	7,775
	株主資本	8,395
	資本金	3,000
	利益剰余金	5,395
	その他利益剰余金	5,395
	（うち当期純利益）	(2,001)
	純資産合計	8,395
	負債・純資産合計	16,171

第30期決算公告

令和８年２月24日
東京都荒川区西日暮里５丁目３番14号
株式会社ＩＳＥＫＩアグリ
代表取締役　鳥羽　弘次

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,329
	固定資産	131
	資産合計	3,460
負債及び純資産の部	流動負債	2,713
	固定負債	100
	株主資本	647
	資本金	80
	資本剰余金	37
	その他資本剰余金	37
	利益剰余金	530
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	510
	（うち当期純利益）	(100)
	負債・純資産合計	3,460

第29期決算公告

令和８年３月２日
埼玉県さいたま市南区別所７丁目14番37号
応用地震計測株式会社
代表取締役　原田　譲二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	623,135
	固定資産	22,326
	資産合計	645,462
負債及び純資産の部	流動負債	44,133
	固定負債	4,455
	株主資本	596,873
	資本金	100,000
	利益剰余金	496,873
	利益準備金	20,200
	その他利益剰余金	476,672
	（当期純利益）	(32,637)
	負債・純資産合計	645,462

決算公告

令和８年３月17日
東京都港区新橋二丁目19番３号
カシケイビル７階
テート＆ライルジャパン株式会社
代表取締役　ローエ・ハンス・ヨアヒム

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,315,448
	固定資産	44,531
	資産合計	1,359,980
負債及び純資産の部	流動負債	565,992
	固定負債	1,085,384
	株主資本	△291,172
	資本金	170,025
	利益剰余金	△461,197
	その他利益剰余金	△461,197
	（うち当期純損失）	(37,572)
	評価・換算差額等	△223
	繰延ヘッジ損益	△223
	負債・純資産合計	1,359,980

第７期決算公告

令和８年１月19日
東京都豊島区南池袋１丁目１番11―202号
株式会社ギャラクシーズ
代表取締役社長　内山　泰伸

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	63,885
	固定資産	25,719
	資産合計	89,605
負債及び純資産の部	流動負債	15,773
	固定負債	14,835
	株主資本	58,997
	資本金	17,300
	資本剰余金	15,300
	資本準備金	15,300
	利益剰余金	26,397
	その他利益剰余金	26,397
	（うち当期純利益）	(9,542)
	負債・純資産合計	89,605

第19期決算公告

令和８年３月17日
東京都千代田区東神田一丁目10番７号
ＢＩＺＣＯＲＥ東神田７階
コディカル株式会社
代表取締役　小林　慎哉

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	800,832
	固定資産	139,228
	資産合計	940,061
負債及び純資産の部	流動負債	707,572
	株主資本	232,489
	資本金	7,000
	利益剰余金	225,489
	利益準備金	1,750
	その他利益剰余金	223,739
	（うち当期純利益）	(80,745)
	負債・純資産合計	940,061

第３期決算公告

令和８年３月17日
東京都港区赤坂二丁目８番18号
妙和ビル２階
一般財団法人クロノス保全財団
代表理事　後藤　可奈

貸借対照表の要旨
（令和５年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,181
	資産合計	3,181
負債及び純資産の部	流動負債	245
	株主資本	2,935
	基金	3,000
	利益剰余金	△64
	負債・純資産合計	3,181

第２期決算公告

令和８年３月17日
東京都港区赤坂二丁目８番18号
妙和ビル２階
一般財団法人クロノス保全財団
代表理事　後藤　可奈

貸借対照表の要旨
（令和４年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,181
	資産合計	3,181
負債及び純資産の部	流動負債	175
	株主資本	3,005
	基金	3,000
	利益剰余金	5
	負債・純資産合計	3,181

第１期決算公告

令和８年３月17日
東京都港区赤坂二丁目８番18号
妙和ビル２階
一般財団法人クロノス保全財団
代表理事　後藤　可奈

貸借対照表の要旨
（令和３年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,081
	資産合計	3,081
負債及び純資産の部	流動負債	83
	株主資本	2,997
	基金	3,000
	利益剰余金	△2
	負債・純資産合計	3,081

第14期決算公告

令和８年３月17日
東京都千代田区丸の内二丁目７番３号
東京ビルディング
プロロジス・リート・マネジメント株式会社
代表取締役　山口　哲

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,672,910
	固定資産	146,148
	合計	5,819,058
負債及び純資産の部	流動負債	1,822,169
	株主資本	3,996,889
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,896,889
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,871,889
	（うち当期純利益）	(2,666,733)
	合計	5,819,058

第５期決算公告

令和８年３月17日
東京都港区赤坂二丁目８番18号
妙和ビル２階
一般財団法人クロノス保全財団
代表理事　後藤　可奈

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,134
	資産合計	3,134
負債及び純資産の部	流動負債	125
	株主資本	3,009
	基金	3,000
	利益剰余金	9
	負債・純資産合計	3,134

第４期決算公告

令和８年３月17日
東京都港区赤坂二丁目８番18号
妙和ビル２階
一般財団法人クロノス保全財団
代表理事　後藤　可奈

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,164
	資産合計	3,164
負債及び純資産の部	流動負債	122
	株主資本	3,042
	基金	3,000
	利益剰余金	42
	負債・純資産合計	3,164

決　算　公　告

令和８年３月17日
東京都港区新橋５－８－11新橋エンタービル12階
Ｊ２Ｂ株式会社
代表取締役　金　廷均

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	263,454	流動負債	169,275
固定資産	69,242	固定負債	40,545
繰延資産	314	株主資本	123,191
		資本金	30,000
		資本剰余金	70,617
		資本準備金	70,617
		利益剰余金	22,574
		その他利益剰余金	22,574
		（うち当期純利益）	(86,874)
資産合計	333,012	負債・純資産合計	333,012

第16期決算公告

令和８年２月25日
東京都中央区銀座一丁目10番６号
株式会社星野リゾート・アセットマネジメント
代表取締役社長　秋本　憲二

貸借対照表の要旨　（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,241,414	流動負債	305,618
固定資産	237,129	固定負債	83,244
		退職給付引当金	58,259
		株主資本	3,089,593
		資本金	100,000
		利益剰余金	2,989,593
		その他利益剰余金	2,989,593
		（うち当期純利益）	(345,528)
		評価・換算差額等	87
		その他有価証券評価差額金	87
資産合計	3,478,543	負債・純資産合計	3,478,543

第５期決算公告

2026年３月17日
大阪府大阪市北区梅田一丁目３番１－400号
大阪駅前第一ビル４階１－110
リーウェイズ株式会社
代表取締役　巻口　成憲

貸借対照表の要旨
（2018年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	260,180	流動負債	122,254
固定資産	10,356	固定負債	53,502
		株主資本	93,204
		資本金	100,000
		資本剰余金	173,848
		資本準備金	173,848
		利益剰余金	△ 180,643
		その他利益剰余金	△ 180,643
		（うち当期純損失）	(180,643)
		新株予約権	1,575
資産合計	270,536	負債・純資産合計	270,536

第18期決算公告

令和８年３月17日
東京都千代田区九段南一丁目５番６号
りそな九段ビル５階ＫＳフロア
レコテック株式会社
代表取締役　野崎　　衛

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	144,307	流動負債	9,052
固定資産	52,687	固定負債	28,995
		株主資本	158,948
		資本金	70,000
		資本剰余金	206,001
		資本準備金	70,000
		その他資本剰余金	136,001
		利益剰余金	△117,052
		その他利益剰余金	△117,052
		（うち当期純損失）	(46,151)
資産合計	196,995	負債・純資産合計	196,995

第７期決算公告

2026年３月17日
大阪府大阪市北区梅田一丁目３番１－400号
大阪駅前第一ビル４階１－110
リーウェイズ株式会社
代表取締役　巻口　成憲

貸借対照表の要旨
（2020年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	176,468	流動負債	95,887
固定資産	8,309	固定負債	35,582
		株主資本	51,733
		資本金	196,600
		資本剰余金	270,448
		資本準備金	270,448
		利益剰余金	△ 415,314
		その他利益剰余金	△ 415,314
		（うち当期純損失）	(68,083)
		新株予約権	1,575
資産合計	184,777	負債・純資産合計	184,777

第６期決算公告

2026年３月17日
大阪府大阪市北区梅田一丁目３番１－400号
大阪駅前第一ビル４階１－110
リーウェイズ株式会社
代表取締役　巻口　成憲

貸借対照表の要旨
（2019年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	207,546	流動負債	57,352
固定資産	10,293	固定負債	39,094
		株主資本	119,817
		資本金	196,600
		資本剰余金	270,448
		資本準備金	270,448
		利益剰余金	△ 347,231
		その他利益剰余金	△ 347,231
		（うち当期純損失）	(166,587)
		新株予約権	1,575
資産合計	217,839	負債・純資産合計	217,839

第９期決算公告

2026年３月17日
大阪府大阪市北区梅田一丁目３番１－400号
大阪駅前第一ビル４階１－110
リーウェイズ株式会社
代表取締役　巻口　成憲

貸借対照表の要旨
（2022年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	51,720	流動負債	94,633
固定資産	2,969	固定負債	49,815
		株主資本	△ 91,333
		資本金	100,000
		資本剰余金	270,448
		資本準備金	270,448
		利益剰余金	△ 461,781
		その他利益剰余金	△ 461,781
		（うち当期純損失）	(66,950)
		新株予約権	1,575
資産合計	54,689	負債・純資産合計	54,689

第８期決算公告

2026年３月17日
大阪府大阪市北区梅田一丁目３番１－400号
大阪駅前第一ビル４階１－110
リーウェイズ株式会社
代表取締役　巻口　成憲

貸借対照表の要旨
（2021年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	67,374	流動負債	69,184
固定資産	7,292	固定負債	28,290
		株主資本	△ 24,382
		資本金	196,600
		資本剰余金	270,448
		資本準備金	270,448
		利益剰余金	△ 491,430
		その他利益剰余金	△ 491,430
		（うち当期純損失）	(76,116)
		新株予約権	1,575
資産合計	74,667	負債・純資産合計	74,667

第 39 期 決 算 公 告

令和７年12月８日　　千葉県浦安市舞浜１番地１

ウォルト・ディズニー・アトラクションズ株式会社

代表取締役　ジョーンズ・クラーク・ロバート

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	954	流動負債	344
固定資産	53	固定負債	77
繰延資産	54	株主資本	640
		資本金	10
		利益剰余金	630
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	628
		（うち当期純利益）	（119）
資産合計	1,061	負債・純資産合計	1,061

第 24 期 決 算 公 告

2026年３月17日

福岡県福岡市西区今宿東一丁目１番２号

日清紡マイクロデバイス福岡株式会社

代表取締役社長　橋本　武幸

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,706,751	流動負債	2,505,704
固定資産	2,297,687	（賞与引当金）	（21,065）
		（役員賞与引当金）	（2,482）
		固定負債	951,916
		（退職給付引当金）	（951,916）
		株主資本	546,818
		資本金	300,000
		利益剰余金	246,818
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	171,818
		（うち当期純利益）	（156,212）
資産合計	4,004,439	負債・純資産合計	4,004,439

第 79 期 決 算 公 告

令和８年３月17日

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野950番地

日清紡マイクロデバイスＡＴ株式会社

代表取締役社長　末吉　裕明

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,254,140	流動負債	3,613,472
固定資産	5,117,805	（役員賞与引当金）	（8,114）
		（従業員賞与引当金）	（31,285）
		固定負債	1,751,842
		（退職給付引当金）	（1,708,914）
		株主資本	1,006,631
		資本金	50,000
		利益剰余金	956,631
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	944,131
		（うち当期純利益）	（106,154）
資産合計	6,371,946	負債・純資産合計	6,371,946

第 39 期 決 算 公 告

令和８年３月16日　　東京都中央区明石町６番４号

株式会社片倉キャロンサービス

代表取締役社長　井上健一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	418,447	流動負債	153,022
固定資産	385,899	固定負債	33,262
有形固定資産	49,711	株主資本	602,788
無形固定資産	1,530	資本金	65,000
投資その他の資産	334,657	資本剰余金	467
		資本準備金	467
		利益剰余金	537,321
		利益準備金	16,250
		その他利益剰余金	521,071
		（当期純利益）	（85,299）
		評価・換算差額等	15,272
		有価証券評価差額金	15,272
資産合計	804,346	負債・純資産合計	804,346

第 62 期 決 算 公 告

令和８年３月17日　　東京都港区芝３丁目16番12号

ＡＧＣオートモーティブウィンドウシステムズ株式会社

代表取締役　関藤　隆史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,948	流動負債	1,098
固定資産	995	固定負債	205
		退職給付引当金	162
		役員退職慰労引当金	43
		株主資本	2,640
		資本金	27
		利益剰余金	2,613
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	2,606
		（うち当期純利益）	（217）
資産合計	3,943	負債・純資産合計	3,943

第 7 期 決 算 公 告

令和７年６月25日

北海道札幌市中央区南一条西二丁目１番地２

株式会社Ｄ２　Ｇａｒａｇｅ

代表取締役社長　佐々木智也

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	151,994	流動負債	13,977
固定資産	250	（賞与引当金）	（2,070）
		株主資本	138,395
		資本金	107,000
		資本剰余金	107,000
		資本準備金	107,000
		利益剰余金	△75,605
		その他利益剰余金	△75,605
		（うち当期純損失）	（2,254）
		評価・換算差額等	△128
		その他有価証券評価差額金	△128
合計	152,244	合計	152,244

第 53 期 決 算 公 告

2026年３月17日

大分県大分市府内町二丁目１番４号

株式会社トキハエンタープライズ

代表取締役　葛城　雅浩

貸借対照表の要旨　（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,661	流動負債	11,142
固定資産	2,198	固定負債	380
		退職給付引当金	4
		役員退職慰労引当金	2
		買物券回収損失引当金	374
		株主資本	336
		資本金	50
		利益剰余金	286
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	274
		（うち当期純利益）	（47）
合計	11,860	合計	11,860

第 47 期 決 算 公 告

令和８年３月17日　　神奈川県大和市福田七丁目39番地13

株式会社トータス

代表取締役　村野　公紀

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,102,548	流動負債	2,255,713
固定資産	1,662,811	賞与引当金	43,109
		固定負債	844,937
		株主資本	664,709
		資本金	13,700
		資本剰余金	2,220
		資本準備金	2,220
		利益剰余金	648,789
		利益準備金	959
		その他利益剰余金	647,830
		（うち当期純利益）	（78,083）
合計	3,765,359	合計	3,765,359

第　７　期　決　算　公　告

2026年３月17日

東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
ジェイコアレジホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	2,269	流動負債	263
その他の資産	489	固定負債	1,390
流動資産	483	負債合計	1,653
固定資産	2	社員資本	1,105
繰延資産	4	特定資本金	0
		優先資本金	614
		剰余金	490
		当期未処分利益	490
		純資産合計	1,105
資産合計	2,758	負債・純資産合計	2,758

損益計算書の要旨
（自　2024年12月１日　至　2025年11月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	532
営業費用	36
営業利益	495
営業外収益	0
営業外費用	5
経常利益	490
税引前当期純利益	490
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	490

第　11　期　決　算　公　告

令和８年２月19日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号
大和ハウス・ツインシティ大神特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	19,921,834
固定資産	19,568,559	固定負債	559,181
特定資産合計	19,568,559	**負債合計**	20,481,015
その他の資産		社員資本	△ 43,230
流動資産	855,034	特定資本金	100
投資その他の資産	13,576	優先資本金	1,410,000
繰延資産	615	剰余金	△1,453,330
		当期未処理損失	1,453,330
その他の資産合計	869,225	**純資産合計**	△ 43,230
資産合計	20,437,785	**負債・純資産合計**	20,437,785

損益計算書の要旨
（自　令和６年12月１日　至　令和７年11月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,189,740
営業費用	1,215,778
営業損失	26,037
営業外収益	2,281
営業外費用	4
経常損失	23,760
税引前当期純損失	23,760
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	24,710
前期繰越損失	1,428,619
当期未処理損失	1,453,330

第 34 期 決 算 公 告

令和８年３月17日

福島県伊達郡桑折町字陣屋４番地の25
株式会社
福島マネージメントサービス
代表取締役　伊藤　　丈

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,061
	固定資産	74
	合計	9,135
負純資産及び部	流動負債	805
	株主資本	8,330
	資本金	3,000
	利益剰余金	5,330
	その他利益剰余金	5,330
	（うち当期純利益）	(1,748)
	合計	9,135

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。

（甲）計算書類の公告義務はありません。
（乙）令和八年三月十七日
福島県伊達郡桑折町字陣屋四番地の二五
株式会社福島マネージメントサービス
代表取締役　伊藤　丈

福島県福島市北五老内町一番二一号
有限会社東北ビジネスコンサルタンツ
取締役　伊藤　丈

第 19 期決算公告

令和８年３月17日
群馬県佐波郡玉村町上福島731－３
東群運送株式会社
代表取締役　原　　卓也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	142,656
	固定資産	806,376
	合計	949,032
負純資産及び部	流動負債	31,598
	固定負債	631,629
	株主資本	285,805
	資本金	25,000
	資本剰余金	289,338
	利益剰余金	1,660
	利益準備金	3,094
	その他利益剰余金	△1,434
	（うち当期純利益）	(868)
	自己株式	△30,193
	合計	949,032

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七千万円減少し、その他資本剰余金に振替え、二億千九百三十三万八千四百四十三円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和八年一月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日
群馬県佐波郡玉村町上福島七三一－三
東群運送株式会社
代表取締役　原　卓也

第 16 期 決 算 公 告

令和８年３月17日
東京都千代田区神田北乗物町７
株式会社エナスピレーション
代表取締役　富井　宏樹

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	137,173
	固定資産	42,813
	合計	179,987
負純資産及び部	流動負債	98,403
	固定負債	71,733
	株主資本	9,850
	資本金	75,010
	利益剰余金	△65,159
	その他利益剰余金	△65,159
	（うち当期純利益）	(24,217)
	合計	179,987

第４期決算公告

令和８年３月17日
東京都新宿区下宮比町１－４
株式会社リバネスナレッジ
代表取締役　吉田　丈治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	185
	固定資産	3
	繰延資産	0
	合計	188
負純資産及び部	流動負債	54
	株主資本	134
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	34
	その他利益剰余金	34
	（うち当期純利益）	(29)
	合計	188

第５期決算公告

令和８年３月17日
神奈川県大和市福田七丁目39番地13
プラストリーホールディングス株式会社
代表取締役　村野　公紀

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	921,954
	固定資産	1,468,560
	合計	2,390,515
負純資産及び部	流動負債	801,459
	賞与引当金	2,662
	固定負債	1,183,631
	株主資本	405,424
	資本金	30,000
	資本剰余金	414,995
	その他資本剰余金	414,995
	利益剰余金	△39,570
	その他利益剰余金	△39,570
	（うち当期純利益）	(9,430)
	合計	2,390,515

第 6 期 決 算 公 告

令和８年３月17日
神奈川県大和市福田七丁目39番地13
株式会社ＬＩＦＬＡＰ
代表取締役　村野　公亮

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	97,443
	固定資産	2,803
	合計	100,247
負純資産及び部	流動負債	89,222
	株主資本	11,025
	資本金	8,000
	利益剰余金	3,025
	その他利益剰余金	3,025
	（うち当期純利益）	(6,779)
	合計	100,247

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千七百万円減少し四千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都港区西麻布一丁目五番四号

株式会社Ｉ．Ｃ．Ｏ．Ｎ．

代表取締役　石井　明理

第22期決算公告

令和８年３月17日

東京都港区西麻布一丁目５番４号

株式会社Ｉ．Ｃ．Ｏ．Ｎ．

代表取締役　石井　明理

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,242
	固定資産	84,000
	資産合計	103,242
負債及び純資産の部	流動負債	5,580
	株主資本	97,662
	資本金	94,000
	利益剰余金	3,662
	その他利益剰余金	3,662
	（うち当期純利益）	(155)
	負債・純資産合計	103,242

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十九万九千八百五十円、資本準備金の額を一億四千九百九十九万九千八百五十円減少し、それぞれ九千万円、零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都港区南青山七丁目一番五号＆ＣＡＬＭminamiaoyama四〇三

ＤｅｓｉｇｎＦｕｔｕｒｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　梶井　丈史

第３期決算公告

令和８年３月17日

東京都港区南青山七丁目１番５号

＆CALMminamiaoyama403

DesignFuture Japan株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	113,717
	固定資産	633,010
	資産合計	746,727
負債及び純資産の部	流動負債	344,422
	有給休暇引当金	4,058
	固定負債	319,061
	株主資本	83,244
	資本金	90,000
	資本剰余金	2,287,620
	その他資本剰余金	2,287,620
	利益剰余金	△2,294,376
	その他利益剰余金	△2,294,376
	（うち当期純損失）	(871,310)
	負債・純資産合計	746,727

第83期決算公告

令和８年３月17日

石川県鹿島郡中能登町春木ラ部55番地

肥田電器株式会社

代表取締役　肥田　悦和

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,985
	固定資産	3,699
	合計	8,684
負債及び純資産の部	流動負債	3,211
	固定負債	2,376
	株主資本	3,097
	資本金	32
	利益剰余金	3,065
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	3,057
	（うち当期純利益）	(38)
	合計	8,684

決算公告

令和８年３月17日

大阪府池田市神田四丁目１番４号

ライム株式会社

代表取締役　村井　安一

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	258,024
	固定資産	355,546
	合計	613,570
負債及び純資産の部	流動負債	146,455
	固定負債	29,782
	株主資本	437,333
	資本金	20,000
	利益剰余金	417,333
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	414,333
	（うち当期純利益）	(11,643)
	合計	613,570

決算公告

2026年３月17日

兵庫県小野市敷地町854番地

株式会社アイエフ不動産

代表取締役　藤本　郁男

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3
	固定資産	6,429
	合計	6,433
負債及び純資産の部	流動負債	86
	固定負債	1,252
	株主資本	5,094
	資本金	5,000
	利益剰余金	94
	その他利益剰余金	94
	（うち当期純利益）	(94)
	合計	6,433

令和７年度決算公告

令和８年３月17日

横浜市戸塚区舞岡町429番地

ジュゲン株式会社

代表取締役　小森　拓也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	92,213
	固定資産	56,115
	合計	148,328
負債及び純資産の部	流動負債	45,553
	固定負債	75,316
	株主資本	27,459
	資本金	35,000
	利益剰余金	△921
	利益準備金	8,750
	その他利益剰余金	△9,671
	（うち当期純損失）	(9,128)
	自己株式	△6,619
	合計	148,328

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

横浜市戸塚区舞岡町四二九番地

ジュゲン株式会社

代表取締役　小森　拓也

第50期決算公告

令和８年３月17日

兵庫県高砂市荒井町新浜２丁目13―30

菱和電気計装株式会社

代表取締役　脇谷　政孝

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	648,256
	固定資産	304,806
	資産合計	953,062
負債及び純資産の部	流動負債	261,206
	固定負債	140,000
	負債合計	401,206
	株主資本	551,856
	資本金	10,000
	利益剰余金	541,856
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	537,856
	（うち当期純利益）	(40,605)
	純資産合計	551,856
	負債・純資産合計	953,062

第37期決算公告

令和８年３月17日

山梨県笛吹市八代町米倉1234番地１

株式会社エスワイ精機

代表取締役　窪田　清

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	313,447
	固定資産	537,525
	合計	850,972
負債及び純資産の部	流動負債	238,058
	固定負債	516,944
	株主資本	95,969
	資本金	40,000
	利益剰余金	55,969
	利益準備金	368
	その他利益剰余金	55,601
	（うち当期純損失）	(4,233)
	合計	850,972

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十五日であり、株主総会の決議は令和八年二月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

山梨県笛吹市八代町米倉一二三四番地

株式会社エスワイ精機

代表取締役　窪田　清

決　算　公　告

令和８年３月17日
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地
株式会社大永水産
代表取締役　丹羽　崇弥

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	97,799
	固定資産	21,357
	合計	119,157
負債及び純資産の部	流動負債	33,994
	固定負債	80,182
	株主資本	4,981
	資本金	10,000
	利益剰余金	△5,018
	利益準備金	1,100
	その他利益剰余金	△6,118
	（うち当期純利益）	(2,308)
	合計	119,157

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年五月一日であります、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十四日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年三月十七日

（甲）愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反一〇七番地
代表取締役　丹羽　崇弥
（乙）愛知県春日井市高山町三丁目一四番地
有限会社名星大永水産
代表取締役　丹羽　由紀

第24期決算公告

2026年３月17日
大分県大分市府内町二丁目１番４号
株式会社トキハキャリアクリエーション
代表取締役　永松　久徳

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	121
	固定資産	0
	合計	122
負債及び純資産の部	流動負債	15
	固定負債	10
	退職給付引当金	9
	役員退職慰労引当金	1
	株主資本	96
	資本金	21
	利益剰余金	75
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	70
	（うち当期純利益）	(8)
	合計	122

第52期決算公告

令和８年３月17日
名古屋市守山区新守町35番地の２
株式会社ナカシロ

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,053,100
	固定資産	5,202,853
	合計	7,255,954
負債及び純資産の部	流動負債	1,846,092
	固定負債	3,292,687
	株主資本	2,117,173
	資本金	64,650
	資本剰余金	38,168
	資本準備金	38,168
	利益剰余金	2,033,104
	利益準備金	12,110
	その他利益剰余金	2,020,994
	（うち当期純利益）	(305,440)
	自己株式	△18,750
	合計	7,255,954

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千四百六十五万円減少し五千万円とすることにいたしました。

減少した金額全額を資本準備金といたします。

株主総会の決議は、令和八年二月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

名古屋市守山区新守町三五番地の二
株式会社ナカシロ
代表取締役　徳永　宏志

第６期決算公告

2026年３月17日
大分県大分市府内町二丁目１番４号
株式会社トキハパーキング
代表取締役　柏井　幸憲

貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16
	固定資産	1
	合計	18
負債及び純資産の部	流動負債	11
	固定負債	58
	株主資本	△51
	資本金	20
	利益剰余金	△71
	その他利益剰余金	△71
	（うち当期純損失）	(3)
	合計	18

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	185,062
	固定資産	702,556
	有形固定資産	699,778
	無形固定資産	1,108
	投資その他の資産	1,670
	合計	887,618
負債及び純資産の部	流動負債	175,585
	固定負債	390,677
	株主資本	321,356
	資本金	11,000
	利益剰余金	310,356
	利益準備金	3,250
	その他利益剰余金	307,106
	（うち当期純利益）	(47,716)
	合計	887,618

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

京都市右京区西院高山寺町一二番地
株式会社共栄興産
代表取締役　小林　信雄

第37期決算公告

2026年３月17日
大分県大分市府内町一丁目２番15号
大分一村一品株式会社
代表取締役　植山　浩文

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	104
	固定資産	0
	合計	104
負債及び純資産の部	流動負債	25
	株主資本	78
	資本金	100
	資本剰余金	20
	利益剰余金	△6
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△7
	（うち当期純利益）	(3)
	自己株式	△35
	合計	104

第11期決算公告

令和８年３月17日
島根県益田市高津町イ2559番地７
株式会社フィーリンクミクスト
代表取締役　山根　崇徳

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,322
	固定資産	81,149
	合計	89,471
負債及び純資産の部	流動負債	8,268
	固定負債	98,248
	株主資本	△17,044
	資本金	4,500
	利益剰余金	△21,544
	その他利益剰余金	△21,544
	（うち当期純利益）	(2,780)
	合計	89,471

組織変更公告

当社は合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

島根県益田市高津町イ二五五九番地七
株式会社フィーリンクミクスト
代表取締役　山根　崇徳

第40期決算公告

2026年３月17日
大分県大分市府内町二丁目１番４号
株式会社トキハ会館
代表取締役　河野　寿弥

貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11
	固定資産	0
	合計	12
負債及び純資産の部	流動負債	48
	固定負債	526
	株主資本	△562
	資本金	10
	利益剰余金	△572
	その他利益剰余金	△572
	（うち当期純損失）	(34)
	合計	12

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年三月十七日

広島市安佐南区川内五丁目二〇番二七号

（甲）株式会社日電ファミリアグループ

代表取締役　宇野　契

広島市安佐南区川内五丁目二〇番二七号

（乙）株式会社日電テレコム

代表取締役　宇野　契

第44期決算公告　令和８年３月17日

広島市安佐南区川内五丁目20番27号

株式会社日電テレコム

代表取締役　宇野　契

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	504,313
	固定資産	1,007,836
	合計	1,512,149
負債及び純資産の部	流動負債	420,377
	固定負債	525,866
	株主資本	565,906
	資本金	27,000
	利益剰余金	571,281
	利益準備金	3,275
	その他利益剰余金	568,006
	（うち当期純利益）	(94,867)
	自己株式	△ 32,375
	合計	1,512,149

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十日であり、株主総会の決議は令和八年二月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

香川県観音寺市作田町甲一〇四七番地

株式会社観音寺地方卸売市場

代表取締役　今城　正芳

第52期決算公告

令和８年３月17日

香川県観音寺市作田町甲1047番地

株式会社観音寺地方卸売市場

代表取締役　今城　正芳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	276,277
	固定資産	356,708
	合計	632,985
負債及び純資産の部	流動負債	359,940
	固定負債	45,621
	株主資本	227,424
	資本金	145,000
	利益剰余金	82,424
	利益準備金	35,690
	その他利益剰余金	46,734
	（うち当期純利益）	(495)
	合計	632,985

資本金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月二十日として、資本金の額を一〇〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都千代田区平河町一丁目６番15号

株式会社鳥居坂倶楽部

代表取締役　稲葉　孝史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	547,115
	固定資産	7,980,192
	資産合計	8,527,308
負債及び純資産の部	流動負債	6,908,961
	固定負債	2,588,857
	負債合計	9,497,818
	株主資本	△ 970,509
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 1,020,509
	その他利益剰余金	△ 1,020,509
	（うち当期純損失）	(166,499)
	純資産合計	△ 970,509
	負債・純資産合計	8,527,308

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都江東区枝川二丁目二三番一〇号

ヨシダエンジニアリング株式会社

代表取締役　吉田　稔

決算公告

令和８年３月17日

東京都江東区枝川二丁目23番10号

ヨシダエンジニアリング株式会社

代表取締役　吉田　稔

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	41,764
	固定資産	13,153
	資産合計	54,917
負債及び純資産の部	流動負債	26,942
	固定負債	48,339
	株主資本	△20,364
	資本金	20,000
	利益剰余金	△40,364
	その他利益剰余金	△40,364
	（うち当期純利益）	(6,181)
	負債・純資産合計	54,917

資本金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月二十日として、資本金の額を一〇〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都中央区八丁堀二丁目二一番一二号

株式会社ＩＢＲマネージメントグループ

代表取締役　境　泰広

決算公告

令和８年３月17日

東京都中央区八丁堀二丁目21番12号

株式会社ＩＢＲマネージメントグループ

代表取締役　境　泰広

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	156
	固定資産	29,426
	資産合計	29,582
負債及び純資産の部	流動負債	109,398
	固定負債	30,000
	株主資本	△109,815
	資本金	20,000
	利益剰余金	△129,815
	その他利益剰余金	△129,815
	（うち当期純損失）	(647)
	負債・純資産合計	29,582

第58期決算公告

令和８年３月17日

栃木県日光市塩野室町2081番地

東和アークス北関東株式会社

代表取締役　石岡　雅敏

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	153,828
	固定資産	431,396
	資産合計	585,225
負債及び純資産の部	流動負債	149,397
	賞与引当金	4,767
	役員賞与引当金	2,573
	埋土引当金	51,325
	固定負債	67,183
	役員退職引当金	21,158
	退職給付引当金	41,692
	株主資本	310,642
	資本金	61,250
	利益剰余金	249,392
	利益準備金	7,812
	その他利益剰余金	241,580
	（うち当期純利益）	(16,796)
	評価・換算差額等	58,001
	その他有価証券評価差額金	58,001
	負債・純資産合計	585,225

第33期決算公告　2026年３月17日

大分県大分市向原沖一丁目２番14号

株式会社トキハ物流サービス

代表取締役　井上　孝

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	177
	固定資産	11
	合計	189
負債及び純資産の部	流動負債	20
	固定負債	45
	退職給付引当金	43
	役員退職慰労引当金	1
	株主資本	123
	資本金	20
	利益剰余金	103
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	98
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	189

第 50 期 決 算 公 告

令和８年３月17日
熊本市西区城山下代一丁目４番12号
株式会社隆勢
代表取締役　岩﨑　敏治

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	537
	固定資産	730
	繰延資産	1
	合計	1,269
負純資債及産びの部	流動負債	342
	固定負債	565
	株主資本	361
	資本金	30
	利益剰余金	331
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	329
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	1,269

吸収分割公告

貸借管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。甲は左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産賃これの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）令和八年三月十七日

熊本市西区城山下代一丁目四番一二号
（甲）株式会社隆勢
代表取締役　岩﨑　敏治
熊本県上天草市松島町合津七九一五番地
の一二
（乙）隆勢ホールディングス株式会社
代表取締役　岩﨑　敏治

第 7 期 決 算 公 告

2026年３月17日　　北海道北広島市Ｆビレッジ１番地
株式会社ファイターズ スポーツ＆エンターテイメント
代表取締役社長　前沢　賢

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		13,541	流動負債	27,441
固定資産		61,502	賞与引当金	102
			固定負債	16,592
			退職給付引当金	110
			役員退職慰労引当金	44
			株主資本	31,010
			資本金	12,000
			資本剰余金	12,000
			資本準備金	12,000
			利益剰余金	7,010
			その他利益剰余金	7,010
資産合計		75,044	負債・純資産合計	75,044

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	27,733
売上原価	16,002
売上総利益	11,730
販売費及び一般管理費	4,650
営業利益	7,080
営業外収益	48
営業外費用	209
経常利益	6,918
特別損失	4
税引前当期純利益	6,914
法人税、住民税及び事業税	2,902
法人税等調整額	△911
当期純利益	4,923

第 14 期 決 算 公 告

令和８年３月13日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
アシックスジャパン株式会社
代表取締役社長　阿部　　雅

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		59,210	流動負債	29,207
固定資産		11,448	固定負債	1,178
有形固定資産		4,291	退職給付引当金	398
無形固定資産		204	株主資本	35,668
投資その他の資産		6,953	資本金	90
			資本剰余金	9,785
			その他資本剰余金	9,785
			利益剰余金	25,792
			その他利益剰余金	25,792
			評価・換算差額等	4,603
			繰延ヘッジ損益	4,603
資産合計		70,659	負債・純資産合計	70,659

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	127,300
売上原価	46,376
売上総利益	80,924
販売費及び一般管理費	42,606
営業利益	38,317
営業外収益	125
営業外費用	49
経常利益	38,393
特別損失	18
税引前当期純利益	38,374
法人税、住民税及び事業税	13,271
法人税等調整額	△640
当期純利益	25,743

第 4 期 決 算 公 告

令和８年３月17日
千葉県八千代市上高野2060番地７
株式会社一陽ｗｉｔｈ賃貸
代表取締役　小林　昭夫

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,084
	固定資産	73,704
	合計	79,788
負純資債及産びの部	流動負債	2,558
	固定負債	56,583
	株主資本	20,646
	資本金	3,000
	利益剰余金	17,646
	その他利益剰余金	17,646
	（うち当期純利益）	(5,156)
	合計	79,788

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億五千三百十一万三百十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日
千葉県八千代市上高野二〇六〇番地七
株式会社一陽ｗｉｔｈ賃貸
代表取締役　小林　昭夫

第 71 期 決 算 公 告

令和８年３月17日

さいたま市大宮区桜木町四丁目384番地
東和アークス株式会社
代表取締役　伊田雄二郎

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,470,170
	固定資産	9,159,157
	資産合計	16,629,327
負債及び純資産の部	流動負債	7,995,530
	賞与引当金	76,297
	役員賞与引当金	26,736
	固定負債	2,586,981
	役員退職引当金	199,796
	退職給付引当金	461,011
	株主資本	6,044,941
	資本金	230,000
	資本剰余金	189,397
	資本準備金	27,200
	その他資本剰余金	162,197
	利益剰余金	5,625,664
	利益準備金	57,500
	その他利益剰余金	5,568,164
	（うち当期純利益）	(469,675)
	自己株式	△120
	評価・換算差額等	1,873
	その他有価証券評価差額金	1,873
	負債・純資産合計	16,629,327

第 75 期 決 算 公 告

令和８年３月17日

横浜市西区北幸二丁目15番１号
相立興産株式会社
代表取締役　吉岡　康弘

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,985,801
	固定資産	597,902
	資産合計	3,583,704
負債及び純資産の部	流動負債	2,383,582
	賞与引当金	4,855
	役員賞与引当金	2,350
	固定負債	63,957
	役員退職引当金	9,149
	退職給付引当金	54,318
	株主資本	1,117,500
	資本金	50,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	1,052,500
	利益準備金	4,125
	その他利益剰余金	1,048,375
	（うち当期純利益）	(35,151)
	評価・換算差額等	18,663
	その他有価証券評価差額金	18,663
	負債・純資産合計	3,583,704

第61期決算公告

令和８年２月９日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地

サーラタワー

サーラ不動産株式会社

代表取締役　赤間　真吾

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,590,686
	固定資産	9,090,532
	合計	12,681,218
負債及び純資産の部	流動負債	4,974,807
	固定負債	6,466,152
	株主資本	1,177,799
	資本金	90,000
	資本剰余金	60,000
	資本準備金	60,000
	利益剰余金	1,027,799
	利益準備金	17,250
	その他利益剰余金	1,010,549
	（うち当期純利益）	(131,102)
	評価・換算差額等	62,458
	その他有価証券評価差額金	62,458
	合計	12,681,218

第47期決算公告

令和８年３月17日

東京都台東区駒形一丁目10番５号

株式会社富士ホーム

代表取締役　松本　俊人

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	145,024
	固定資産	40,301
	合計	185,326
負純資産の債及び部	流動負債	49,238
	固定負債	4,547
	株主資本	131,540
	資本金	10,000
	利益剰余金	121,540
	その他利益剰余金	121,540
	（うち当期純利益）	(6,329)
	合計	185,326

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都台東区駒形一丁目一〇番五号

（甲）株式会社富士ホーム

代表取締役　松本　俊人

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号

新丸の内センタービルディング一七階

（乙）合同会社アズプラン

代表社員　株式会社アズ企画設計

職務執行者　松本　俊人

第21期決算公告

令和８年３月17日

横浜市中区不老町一丁目１番地５

横浜東芝ビル８Ｆ

株式会社ケンコーホールディングス

代表取締役　藤井　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	997,086
	固定資産	5,183,113
	繰延資産	19,606
	合計	6,199,806
負純資産の債及び部	流動負債	1,240,621
	固定負債	2,778,640
	株主資本	2,180,544
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,130,544
	その他利益剰余金	2,130,544
	（うち当期純利益）	(63,100)
	合計	6,199,806

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、払込期日を令和八年四月二十日とする募集株式の発行が行われることを条件に、資本金の額を二十七億二百七十万二千円、資本準備金の額を二十七億二百七十万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八Ｆ

株式会社ケンコーホールディングス

代表取締役　藤井　健

第53期決算公告

令和８年３月17日

東京都千代田区神田神保町三丁目５番地

東京リスマチック株式会社

代表取締役　寺澤　眞一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,526,582
	固定資産	14,247,027
	合計	18,773,609
負債及び純資産の部	流動負債	14,360,092
	固定負債	395,938
	株主資本	4,017,981
	資本金	80,000
	資本剰余金	92,125
	資本準備金	86,062
	その他資本剰余金	6,062
	利益剰余金	3,845,855
	利益準備金	108,629
	その他利益剰余金	3,737,226
	（うち当期純利益）	(584,104)
	評価・換算差額等	△402
	その他有価証券評価差額金	△402
	合計	18,773,609

第１期決算公告

令和８年３月17日

東京都新宿区四谷三丁目13

ＳＥＡＢＩＲＤビル２Ｆ

セキュアコネクトテクノロジー株式会社

代表取締役　渋谷　明伸

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,128
	固定資産	924,117
	合計	953,246
負純資産の債及び部	流動負債	5,741
	株主資本	947,504
	資本金	489,855
	資本剰余金	462,055
	資本準備金	462,055
	利益剰余金	△ 4,405
	その他利益剰余金	△ 4,405
	（うち当期純損失）	(4,405)
	合計	953,246

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千九百八十五万五千円減少し一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都新宿区四谷三丁目一三ＳＥＡＢＩＲＤビル二Ｆ

セキュアコネクトテクノロジー株式会社

代表取締役　渋谷　明伸

第１期決算公告

令和８年３月17日

東京都台東区西浅草２―18―12

マイルストーン西浅草301

株式会社Ｓ＆Ｔアドバイザーズ

代表取締役　柴田　尚忠

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,290
	固定資産	624,750
	合計	653,040
負純資産の債及び部	流動負債	3,722
	株主資本	649,317
	資本金	339,775
	資本剰余金	312,375
	資本準備金	312,375
	利益剰余金	△ 2,832
	その他利益剰余金	△ 2,832
	（うち当期純損失）	(2,832)
	合計	653,040

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千九百七十七万五千円減少し一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都台東区西浅草二―一八―一二

マイルストーン西浅草三〇一

株式会社Ｓ＆Ｔアドバイザーズ

代表取締役　柴田　尚忠

第１期決算公告

令和８年３月17日
東京都新宿区西新宿七丁目21番16号３階
株式会社インテリジェントビジョンテック
代表取締役　先﨑　治彦

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,178
	固定資産	900,612
	合計	929,790
負債及び純資産の部	流動負債	5,545
	株主資本	924,245
	資本金	478,405
	資本剰余金	450,305
	資本準備金	450,305
	利益剰余金	△ 4,464
	その他利益剰余金	△ 4,464
	（うち当期純損失）	(4,464)
	合計	929,790

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六千八百四十万五千円減少し一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日
東京都新宿区西新宿七丁目二一番一六号三階
株式会社インテリジェントビジョンテック
代表取締役　先﨑　治彦

第84期決算公告

令和８年３月17日
東京都港区六本木五丁目12番５号
株式会社八生社
代表取締役　稲葉　孝史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	74,591
	固定資産	116,259
	資産合計	190,851
負債及び純資産の部	流動負債	265,823
	負債合計	265,823
	株主資本	△ 74,971
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 84,971
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	△ 86,171
	（うち当期純損失）	(14,628)
	純資産合計	△ 74,971
	負債・純資産合計	190,851

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百十二万二千二百四十三円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号
渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ
ＴＯＰＩＣＯ株式会社
代表取締役　目戸　晴登

決　算　公　告

令和８年３月17日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
ＴＯＰＩＣＯ株式会社
代表取締役　目戸　晴登

貸借対照表の要旨　（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	61,148	流動負債	12,622
固定資産	5,616	固定負債	50,000
繰延資産	375	株主資本	△45,482
		資本金	7,200
		資本剰余金	17
		資本準備金	17
		利益剰余金	△52,699
		その他利益剰余金	△52,699
		（うち当期純損失）	(12,108)
		新株予約権	50,000
資産合計	67,140	負債・純資産合計	67,140

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百十二万二千二百四十三円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号
渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ
ＴＯＰＩＣＯ株式会社
代表取締役　目戸　晴登

令和８年３月17日
大阪市東成区深江北二丁目６番22号
株式会社渋谷製作所
代表取締役　八尾　裕次

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,113,374
	固定資産	508,052
	資産合計	1,621,427
負債及び純資産の部	流動負債	164,923
	固定負債	357,899
	株主資本	1,098,604
	資本金	32,000
	利益剰余金	1,066,604
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	1,062,604
	（うち当期純利益）	(35,331)
	負債・純資産合計	1,621,427

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む不動産賃貸・管理業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十九日
掲載頁　七十二頁（号外第二七七号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年三月十七日
大阪市城東区東中浜八丁目一〇番二六号
（甲）和志昌株式会社
代表取締役　八尾　裕次
大阪市東成区深江北二丁目六番二二号
（乙）株式会社渋谷製作所
代表取締役　八尾　裕次

第４期決算公告

令和８年３月17日
東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地御茶ノ水ソラシティ21階
燈株式会社
代表取締役　野呂　侑希

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,020,593	流動負債	386,889
固定資産	596,775	賞与引当金	21,358
		株主資本	1,081,277
		資本金	3,500
		資本剰余金	2,500
		資本準備金	2,500
		利益剰余金	1,075,277
		その他利益剰余金	1,075,277
		（うち当期純利益）	(554,184)
		新株予約権	149,202
資産合計	1,617,368	負債・純資産合計	1,617,368

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億五千五百九十八万二千九百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日
東京都千代田区神田駿河台四丁目六番
地御茶ノ水ソラシティ二一階
燈株式会社
代表取締役　野呂　侑希

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千七百十五万円減少し一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日
京都市下京区朱雀正会町一―一―二一一
株式会社ＨＡＳ
代表取締役　岩崎健次郎

第１期決算公告

令和８年３月17日
京都市下京区朱雀正会町１－１－211
株式会社ＨＡＳ
代表取締役　岩崎健次郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,042
	固定資産	298,100
	合計	327,142
負債及び純資産の部	流動負債	2,254
	株主資本	324,888
	資本金	177,150
	資本剰余金	149,050
	資本準備金	149,050
	利益剰余金	△ 1,311
	その他利益剰余金	△ 1,311
	（うち当期純損失）	(1,311)
	合計	327,142

第５期決算公告

令和８年３月17日
東京都千代田区永田町２丁目11－１
株式会社越中興産
代表取締役　中山　亮一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,047,954
	固定資産	5,704,528
	資産合計	6,752,483
負債及び純資産の部	流動負債	917,028
	固定負債	5,550,701
	負債合計	6,467,729
	株主資本	284,753
	資本金	50,000
	利益剰余金	234,753
	その他利益剰余金	234,753
	（うち当期純損失）	(77,754)
	純資産合計	284,753
	負債・純資産合計	6,752,483

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十八日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日
青森県むつ市中央二丁目一三番二三号
（甲）株式会社ＨｏＯ
代表取締役　寺島　一行
青森県むつ市大湊浜町八番四号
（乙）株式会社年輪社
代表取締役　大島　幸悦

第７期決算公告

令和８年３月17日
青森県むつ市中央二丁目13番23号
株式会社ＨｏＯ
代表取締役社長　寺島　一行

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,969
	固定資産	710
	資産合計	10,679
負債及び純資産の部	流動負債	3,843
	負債合計	3,843
	株主資本	6,836
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,836
	（うち当期純利益）	(620)
	純資産合計	6,836
	負債・純資産合計	10,679

第37期決算公告

令和８年３月17日
青森県むつ市大湊浜町８番４号
株式会社年輪社
代表取締役　大島　幸悦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,524
	固定資産	5
	資産合計	2,529
負債及び純資産の部	流動負債	11,792
	固定負債	9,796
	負債合計	21,588
	株主資本	△19,059
	資本金	3,000
	利益剰余金	△22,059
	（うち当期純利益）	(1,302)
	純資産合計	△19,059
	負債・純資産合計	2,529

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日
秋田県秋田市仁井田本町三丁目一二番三二号
（甲）株式会社プライムハウス
代表取締役　佐藤　宏
宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町六番三六号
（乙）株式会社プライムリアルティ
代表取締役　佐藤　宏

第７期決算公告

令和８年３月17日
宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町６番36号
株式会社プライムリアルティ
代表取締役　佐藤　宏

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	97,379
	固定資産	14,909
	合計	112,288
負債及び純資産の部	流動負債	25,445
	固定負債	246,200
	株主資本	△159,357
	資本金	10,000
	利益剰余金	△169,357
	その他利益剰余金	△169,357
	（うち当期純損失）	(36,442)
	合計	112,288

第28期決算公告

令和８年３月17日
秋田県秋田市仁井田本町３丁目12番32号
株式会社プライムハウス
代表取締役　佐藤　宏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,512,633
	固定資産	950,713
	繰延資産	21,093
	合計	2,484,439
負債及び純資産の部	流動負債	1,288,729
	固定負債	732,547
	株主資本	463,163
	資本金	30,000
	利益剰余金	433,163
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	425,663
	（うち当期純利益）	(67,601)
	合計	2,484,439

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
（丙）計算書類の公告義務はありません。
（丁）計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月十七日
埼玉県朝霞市浜崎一丁目二番八号アゴラ２０ビル
（甲）株式会社山陽精機
代表取締役　滝口　武
埼玉県朝霞市浜崎一丁目二番八号アゴラ２０ビル
（乙）有限会社関東山陽
取締役　永沢　悟
埼玉県朝霞市浜崎一丁目二番八号アゴラ２０ビル
（丙）有限会社関西山陽
代表取締役　横山　圭爾
埼玉県朝霞市浜崎一丁目二番八号アゴラ２０ビル
（丁）有限会社東海山陽
代表取締役　森　久志

第61期決算公告

令和８年３月17日
埼玉県朝霞市浜崎一丁目２番８号アゴラ20ビル
株式会社山陽精機
代表取締役　滝口　武

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,135,088	流動負債	589,704
固定資産	638,187	固定負債	177,174
		退職給付引当金	177,174
		株主資本	4,006,397
		資本金	50,000
		資本剰余金	5,280
		資本準備金	5,280
		利益剰余金	3,951,117
		利益準備金	9,843
		その他利益剰余金	3,941,274
		（うち当期純利益）	(276,598)
資産合計	4,773,275	負債・純資産合計	4,773,275

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都町田市つくし野三丁目一三番地一

（甲）日本物産株式会社

代表取締役　高麗正之介

神奈川県大和市桜森二丁目二六番一三号

（乙）株式会社日本活魚センター

代表取締役　高麗　正規

第８期決算公告

令和８年３月17日

神奈川県大和市桜森二丁目26番13号

株式会社日本活魚センター

代表取締役　高麗　正規

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	101,652
	固定資産	2,505
	合計	104,158
負純資産債及びの部	流動負債	21,373
	固定負債	46,400
	株主資本	36,384
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,384
	その他利益剰余金	26,384
	（うち当期純利益）	（10,247）
	合計	104,158

第39期決算公告　令和８年３月17日

東京都町田市つくし野三丁目13番地１

日本物産株式会社

代表取締役　高麗正之介

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	473,912
	固定資産	417,587
	繰延資産	239
	合計	891,739
負純資産債及びの部	流動負債	101,594
	固定負債	492,659
	株主資本	297,486
	資本金	50,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	237,486
	その他利益剰余金	237,486
	（うち当期純利益）	（48,577）
	合計	891,739

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

横浜市中区根岸旭台三三―一

（甲）アポロ企業株式会社

代表取締役　波山　鍾仁

横浜市南区真金町二丁目一八番地

（乙）株式会社ジェイズ・エンターテイメント

代表取締役　波山　久子

第33期決算公告

令和８年３月17日

横浜市南区真金町二丁目18番地

株式会社ジェイズ・エンターテイメント

代表取締役　波山　久子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	34,224
	固定資産	101,884
	合計	136,108
負純資産債及びの部	流動負債	13,945
	固定負債	119,011
	株主資本	3,152
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,847
	その他利益剰余金	△6,847
	（うち当期純損失）	（51,964）
	合計	136,108

第43期決算公告

令和８年３月17日

横浜市中区根岸旭台33―１

アポロ企業株式会社

代表取締役　波山　鍾仁

貸借対照表の要旨（令和７年４月25日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	52,417
	固定資産	90,193
	繰延資産	779
	合計	143,389
負純資産債及びの部	流動負債	12,093
	固定負債	47,997
	株主資本	83,299
	資本金	10,000
	利益剰余金	73,299
	その他利益剰余金	73,299
	（うち当期純損失）	（3,700）
	合計	143,389

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁三四番地一〇

（甲）株式会社双葉

代表取締役　小原　浩司

大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁三四番地一〇

（乙）株式会社陵東メンテナンス

代表取締役　小原　浩司

第33期決算公告

令和８年３月17日

大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁34番地10

株式会社陵東メンテナンス

代表取締役　小原　浩司

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	488
	合計	488
負純資産債及びの部	流動負債	21,455
	株主資本	△ 20,967
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 30,967
	その他利益剰余金	△ 30,967
	（うち当期純損失）	（0）
	合計	488

第46期決算公告

令和８年３月17日

大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁34番地10

株式会社双葉

代表取締役　小原　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	211,967
	固定資産	296,807
	繰延資産	2,100
	合計	510,875
負純資産債及びの部	流動負債	92,889
	固定負債	310,471
	株主資本	107,514
	資本金	20,000
	利益剰余金	87,514
	その他利益剰余金	87,514
	（うち当期純利益）	（41,299）
	合計	510,875

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十七日

名古屋市瑞穂区宝田町三丁目二番地

（甲）一般社団法人吉田ホーム

代表理事　吉田　雄慈

名古屋市瑞穂区宝田町三丁目二番地

（乙）一般社団法人吉田

代表理事　吉田　雄慈

第11期決算公告

令和８年３月17日

名古屋市瑞穂区宝田町三丁目２番地

一般社団法人吉田

代表理事　吉田　雄慈

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,834,407
	固定資産	13,481,000
	合計	25,315,407
負純資産債及びの部	流動負債	77,380
	固定負債	0
	基金等	25,238,027
	基金	24,143,680
	利益剰余金	1,094,347
	その他利益剰余金	1,094,347
	（うち当期純利益）	（37,466）
	合計	25,315,407

第４期決算公告

令和８年３月17日

名古屋市瑞穂区宝田町三丁目２番地

一般社団法人吉田ホーム

代表理事　吉田　雄慈

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,243,841
	固定資産	57,758,767
	合計	66,002,608
負純資産債及びの部	流動負債	1,300,658
	固定負債	43,132,539
	基金等	21,569,411
	基金	300,000
	利益剰余金	21,269,411
	その他利益剰余金	21,269,411
	（うち当期純利益）	（6,765,205）
	合計	66,002,608

令和６年度決算公告

令和８年３月17日　京都市伏見区石田森南町28番地の１

医療法人医仁会

理事長　武田　隆久

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,621,470	流動負債	2,492,377
固定資産	8,527,405	賞与引当金	214,703
有形固定資産	2,058,123	その他	2,277,674
無形固定資産	78,077	固定負債	7,172,516
投資その他の資産	6,391,204	退職給付引当金	2,083,825
		その他	5,088,691
		負債合計	**9,664,894**
		出資金	99,796
		積立金	382,608
		繰越利益積立金	382,608
		評価・換算差額等	1,576
		その他有価証券評価差額金	1,576
		純資産合計	**483,981**
資産合計	**10,148,875**	**負債・純資産合計**	**10,148,876**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	14,021,645	事業外費用	154,526
（うち本来業務）	(13,936,810)	経常損失	610,274
（うち附帯業務）	(84,835)	特別利益	809
事業費用	14,481,068	特別損失	48,974
（うち本来業務）	(14,378,673)	税引前当期純損失	658,438
（うち附帯業務）	(102,395)	法人税、住民税及び事業税	892
事業損失	459,423	当期純損失	659,331
事業外収益	3,676		

第 27 期決算公告

2026年３月17日　東京都千代田区九段北四丁目１番３号

パシフィック債権回収株式会社

代表取締役　齊藤　茂雄

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,026,547	流動負債	40,643
固定資産	88,168	固定負債	78,012
有形固定資産	50,965	**負債合計**	**118,656**
無形固定資産	163	株主資本	996,059
投資その他の資産	37,039	資本金	500,000
		資本剰余金	—
		（資本準備金）	(—)
		利益剰余金	761,809
		（利益準備金）	(83,000)
		（その他利益剰余金）	(678,809)
		自己株式	△ 265,750
		純資産合計	**996,059**
資産合計	**1,114,716**	**負債・純資産合計**	**1,114,716**

損益計算書の要旨

（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	141,276	特別利益	—
売上原価	97,725	特別損失	—
売上総利益	43,550	匿名組合損益分配額	△ 1
販売費及び一般管理費	106,829	税引前当期純利益	△ 61,314
営業利益	△ 63,279	法人税、住民税及び事業税	710
営業外収益	8,568	当期純利益	△ 62,024
営業外費用	6,601		
経常利益	△ 61,312		

第 89 期決算公告

2026年３月17日　大分県大分市府内町二丁目１番４号

株式会社トキハ

代表取締役　酒井　祐一

貸借対照表の要旨　（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,476	流動負債	16,294
固定資産	17,317	賞与引当金	32
有形固定資産	11,718	その他	16,261
無形固定資産	5	固定負債	10,211
投資その他の資産	5,593	退職給付引当金	1,558
		役員退職慰労引当金	37
		商品券回収損失引当金	147
		関係会社事業損失引当金	104
		その他	8,364
		負債合計	**26,506**
		株主資本	△ 4,393
		資本金	100
		資本剰余金	1,652
		資本準備金	1,652
		利益剰余金	△ 6,145
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	△ 6,170
		評価・換算差額等	1,680
		その他有価証券評価差額金	169
		土地再評価差額金	1,511
		純資産合計	**△ 2,712**
資産合計	**23,794**	**負債・純資産合計**	**23,794**

損益計算書の要旨　（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	16,376	経常損失	380
売上原価	7,598	特別損失	4,985
売上総利益	8,777	税引前当期純損失	5,365
販売費及び一般管理費	8,975	法人税、住民税及び事業税	△ 8
営業損失	198	法人税等調整額	87
営業外収益	112	当期純損失	5,444
営業外費用	294		

令和６年度決算公告

令和８年３月17日

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地の５

医療法人財団康生会

理事長　武田　隆司

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,591,359	流動負債	2,025,683
固定資産	8,378,532	賞与引当金	176,407
有形固定資産	2,881,225	その他	1,849,276
無形固定資産	53,315	固定負債	11,484,020
投資その他の資産	5,443,991	退職給付引当金	1,506,876
		その他	9,977,144
		負債合計	**13,509,704**
		積立金	△ 3,541,151
		設立等積立金	62,402
		繰越利益積立金	△ 3,603,553
		評価・換算差額等	1,339
		その他有価証券評価差額金	1,339
		純資産合計	**△ 3,539,811**
資産合計	**9,969,892**	**負債・純資産合計**	**9,969,892**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	13,377,333	経常損失	320,177
（うち本来業務）	(13,299,169)	特別利益	568
（うち附帯業務）	(78,164)	特別損失	898
事業費用	13,563,884	税引前当期純損失	320,508
（うち本来業務）	(13,473,974)	法人税・住民税及び事業税	220
（うち附帯業務）	(89,910)	法人税等還付税額	△ 26,407
事業損失	186,550	当期純損失	294,321
事業外収益	323		
事業外費用	133,950		

第８期決算公告

令和８年３月17日

東京都文京区後楽二丁目３番21号

住友不動産飯田橋ビル５階

株式会社ハッカズーク

代表取締役　鈴木　仁志

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	252,282
	固定資産	360,728
	合計	613,010
負債及び純資産の部	流動負債	191,242
	固定負債	169,801
	株主資本	251,967
	資本金	100,000
	資本剰余金	286,189
	資本準備金	190,594
	その他資本剰余金	95,594
	利益剰余金	△134,222
	その他利益剰余金	△134,222
	（うち当期純利益）	(27,969)
	合計	613,010

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十七日

東京都文京区後楽二丁目三番二一号住友不動産飯田橋ビル五階

（甲）株式会社ハッカズーク

代表取締役　鈴木　仁志

東京都文京区後楽二丁目三番二一号住友不動産飯田橋ビル五階

（乙）株式会社レイン

代表取締役　芦川　由香

第７期決算公告

令和８年３月17日

東京都文京区後楽二丁目３番21号

住友不動産飯田橋ビル５階

株式会社レイン

代表取締役　芦川　由香

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	292,443
	合計	292,443
負債及び純資産の部	流動負債	69,432
	株主資本	223,011
	資本金	5,000
	利益剰余金	218,011
	その他利益剰余金	218,011
	（うち当期純利益）	(32,410)
	合計	292,443

第45期決算公告

令和８年３月17日

東京都墨田区墨田四丁目８番７号

株式会社風技術センター

代表取締役社長　西本　圭吾

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,696,967
	固定資産	246,275
	合計	1,943,243
負債及び純資産の部	流動負債	1,204,106
	賞与引当金	13,630
	役員賞与引当金	6,899
	固定負債	19,192
	役員退職慰労引当金	19,014
	株主資本	719,944
	資本金	45,000
	資本剰余金	796
	資本準備金	796
	利益剰余金	685,968
	利益準備金	4,931
	その他利益剰余金	681,036
	（うち当期純利益）	(100,736)
	自己株式	△11,820
	合計	1,943,243

決　算　公　告

令和８年３月17日

横浜市港北区綱島西二丁目２番20号

大源株式会社

代表取締役　岩本妃世見

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	26,351
	固定資産	1,101,115
	合計	1,127,467
負債及び純資産の部	流動負債	19,524
	賞与引当金	1,000
	固定負債	580,429
	株主資本	527,513
	資本金	10,000
	資本剰余金	110,750
	その他の資本剰余金	110,750
	利益剰余金	406,762
	利益準備金	2,500
	繰越利益剰余金	404,262
	（うち当期純利益）	(21,676)
	合計	1,127,467

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の娯楽関連事業に関する権利義務を承継し、乙は承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十七日

川崎市川崎区小川町一四番地一三

（甲）岩本開発株式会社

代表取締役　岩本　照台

横浜市港北区綱島西二丁目二番二〇号

（乙）大源株式会社

代表取締役　岩本妃世見

決　算　公　告

令和８年３月17日

川崎市川崎区小川町14番地13

岩本開発株式会社

代表取締役　岩本　照台

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	124,693
	固定資産	2,045,283
	合計	2,169,977
負債及び純資産の部	流動負債	81,259
	固定負債	798,837
	株主資本	1,289,880
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,279,880
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,277,380
	（うち当期純利益）	(26,112)
	合計	2,169,977

第55期決算公告

2026年３月17日

大分県大分市明野東一丁目１番１号

株式会社トキハインダストリー

代表取締役　羽田野尚志

貸借対照表の要旨

（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,951
	固定資産	9,678
	資産合計	12,629
負債及び純資産の部	流動負債	6,943
	固定負債	4,027
	退職給付引当金	921
	役員退職慰労引当金	15
	その他	3,090
	負債合計	10,970
	株主資本	1,658
	資本金	50
	資本剰余金	162
	資本準備金	50
	その他資本剰余金	112
	利益剰余金	1,445
	その他利益剰余金	1,445
	（うち当期純損失）	(126)
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	純資産合計	1,658
	負債・純資産合計	12,629